

日本西洋史学会第49回大会

公开講演要旨
部会別自由論題報告要旨

1999年5月15日・16日

拓殖大学

近代ヨーロッパ再考、
その具体的指針として—。

① 移民 山田史郎／北村暁夫／大津留厚／
藤川隆男／柴田英樹／国本伊代 著



国民国家統合期における国家と移民の関係を送出国と受容国の双方から研究。コラム、参考文献も付す。 3600円

② 家族 若尾祐司 編著／若尾祐司／芝紘子／
和田光弘／久田由佳子／奥田伸子／
赤司道和／畠山禎 著

各国の地域条件と歴史的プロセスに規定される労働と家族の多様な姿を把握する。入門者、研究者必読の書。3800円

発刊予定

「教会」、「エリート教育」、「歴史家」、「新聞」、「官僚」、「スポーツ」、「ジェンダー」、「民族」…他にも企画検討中。

※詳細は内容見本をご請求ください。

㉓ ナチズム体制の成立

栗原 優 ● ワイマル共和国の崩壊と経済界
膨大な文献史料を駆使し、政治と経済との謎
につつまれた領域を描き出す。 6500円

㉔ ドイツ・エリート養成の社会史

望田幸男 ● ギムナジウムとアビトゥアの世界
近代ドイツ=資格社会という枠組みの中で教
育社会史的アプローチを試みる。 3500円

㉕ 平和主義と戦争のはざまで

ウィリアム・ウッドラフ／原 剛訳 ● 続・社会
史の証人 イギリス社会を裏面から浮き彫
りにしたユニークな自伝。 5000円

㉖ 大英帝国と帝国意識 木畠洋一


● 支配の深層を探る
社会的・文化的側面を、
帝国意識という概念を軸
としながら、多彩なテー
マをとりあげて分析する。
「朝日新聞」等各紙で紹
介され話題の書。好評に
つき忽ち重版！ 3500円

㉗ ポリシェヴィキ権力とロシア農民

梶川伸一 ● 戦後共産主義下の農村 膨大な未
公開史料を用いて、従来のロシア革命=「労
農同盟」論を根本的に再検討する。 7143円

㉘ 帝政末期シベリアの農村共同体

阪本秀昭 ● 農村自治、労働、祝祭 従来の經
済史的農村研究の枠組みを超えて、多面的な農
村生活の諸側面を統合的に分析。 5238円

㉙ イギリス労働史研究 E.J.ホブズボーム


鈴木幹久／永井義雄訳
イギリス労働運動の研究
から、近代ヨーロッパ全
般の革命や社会運動に広
い視野からメスを入れた
ホブズボームの論集。待
望の名著復刊！ 5500円

㉚ よみがえる帝国 野田宣雄 編著

● ドイツ史とポスト国民国家 国民国家の枠
組みが揺らぐ現在、ドイツ史はいかに再解釈
されうるか。現代史の仮説に挑む。 3300円

公開講演

愛知学院大学 野村達朗

ヨーロッパ系移民の移住と米国エスニック関係の展開
—研究動向の紹介を含めて—

同志社大学 望田幸男

近代ドイツにおけるある出世物語
—資格社会との苦闘—

1999年5月15日（土）

日本西洋史学会第49回大会

公開講演 I

ヨーロッパ系移民の移住と米国エスニック関係の展開 — 研究動向の紹介を含めて —

野 村 達 朗

アメリカ合衆國の人種・民族集団の万華鏡のような多様性は先住民の征服と併合、アフリカからの黒人奴隸の輸入、そして膨大なヨーロッパ系、アジア系、ヒスパニック系の移民の流入に起源を持っている。これら3過程は構造的に密接に結びついており、その関係がアメリカ史展開の重要な骨格を形成してきた。しかしここではアメリカ社会の主軸となったヨーロッパ系白人の移住、とりわけ19世紀から20世紀初頭までの時期に流入したヨーロッパ系移民とその子孫たちについて論じることにする。

ナポレオン戦争終了から1920年代の米国の国別割当移民制限にいたるまでの時期に約5200万人の移民がヨーロッパを離れ、そのうち約3700万人が米国に入った。この時期がヨーロッパからの「自由移民」の大流入の時代であり、重商主義時代の植民と異なり、移民は海外の独立国家への自由な個人の移住となり、米国のはうも国内に5年以上居住した「自由な白人」に帰化権を与え、移民統計をとるだけで、入国規制はきわめて緩やかなものだった。鉄道・船舶の技術革新と相俟って人口移動は奔流のようなものとなり、米国へのヨーロッパ移民数は第一次大戦前の10年間に絶頂に達し、1年に100万を越えるにいたった。19世紀末以来、移民を供給する主要地域は先進的な北西ヨーロッパから資本主義化が遅れた南・東ヨーロッパに転じ、民族的に著しく雑多となり、その結果、米国は著しく多様なエスニック構成を持つようになった。

そのため、例えば1910年の人口構成は外国生まれ14.7%、移民二世20.5%、「外国系」合計35.2%、黒人10.7%であり、生粋アメリカ白人は53.8%にすぎなかった。同年都市の外国系人口比率はニューヨークで79%、シカゴで76%、ボストン74%という驚くべきものであった。諸都市は民族のモザイクからなる移民都市となり、労働者階級の大半は移民とその第二世代から構成された。アメリカ産業資本主義の疾風怒濤のような発展は移民労働力によって可能となった。しかし貧困問題、都市問題とともに移民問題が深刻化し、米国は遂に1920年代に移民制限法を制定したのである。

移民制限以後、ヨーロッパから米国への移民は減少したが、1821～1970年のヨーロッパ系移民の国毎の概数を示せば、ドイツから700万、イタリアから520万、アイルランドから471万、イギリスから478万、オーストリア・ハンガリー帝国地域から417万、スウェーデン・ノルウェー・デンマークから248万といった具合だった。この人口移動の規模の大きさは今日の米国におけるそれぞれの系統別人口を本国・地域のそれと比較すれば明白である。米国には本国人口の11.3倍のアイルランド系、3.7倍のスコットランド系、1.1倍のイングランド系、8割のノルウェー系、7割のドイツ系、5割のスウェーデン系の住民がいるのである。

大西洋を越えてのヨーロッパ系白人のアメリカへの大量移住という現象をいかに説明すべきか。彼らはアメリカにいかにして定着し、アメリカ社会の歴史的形成にどのような役割を果たしたのか。とりわけ彼らはアメリカ労働者階級の形成と労働運動の性格の形成にどのような役割を果たしたのか。彼らと彼らの子孫はどのようにして「アメリカ人」になったのか。

米国にはこれらの問題について多量の研究が蓄積されてきており、また注目すべき研究の新展開が見られる。とりわけ旧来のプル・プッシュ要因による説明に代わって世界システム論的な構造的アプローチが登場したこと、移民を「根こそぎ」にされた個人として捉えたオスカー・ハンドリン的解釈に代わって、移民系諸集団の文化的伝統と社会的絆を強調する社会史的研究が深まることなどにより、米国の移民史研究・エスニシティ研究には新しい局面が切り開かれてきた。本講演はこれらの移住と同化の問題についての基礎的事実を説明しながら、それらをめぐる見解や研究がどのように展開されてきたかを説明しようとするものである。

公開講演Ⅱ

近代ドイツにおけるある出世物語

— 資格社会との苦闘 —

望田幸男

近代ドイツ社会は「資格社会」である。この資格社会とは、特定の職業（官吏、聖職者、医師、弁護士、教師、各種技術者など）につくには、特定の公的な職業資格試験に合格することが必要であり、加えて、その職業資格試験を受けるには一定の教育資格（大学各学部就学、ギムナジウム・実科系中等学校などの就学）を前提とするメカニズムを指している。つまり特定の職業資格には特定の公的資格試験が照応し、その資格試験には一定の教育資格が前提にされるのである。いわば資格社会とは、[特定の職業] = [<特定の職業資格試験>プラス<一定の教育資格>] という方程式の多くの「束」によって覆われている社会のことである。

近代ドイツでは官吏任用試験がモデルとなって、その他の専門職的な職業資格の試験制度が形成されるとともに、中世的ギルドの系譜を引く手工業の親方・職人の養成・資格制度が整備されていき、近代ドイツ=資格社会の枠組みが形成された。こうした枠組みのもとで、とりわけ大学を経て「教養市民層」－行政官・司法官、聖職者、医師、大学・中等教員など－というエリートの地位に達する道は狭くけわしいものがあった。そこには、そこに至るまでにギムナジウムに進学し、卒業試験合格=アビトゥーア（大学入学資格）取得という関門を通過しなければならなかった。それというのもギムナジウムは大学の全学部への入学資格の授与権をもっていたからである。これに対して実科系中等学校は哲学部にのみ、あるいは数学・自然科学コースにのみ入学権をもっていたが、神学部・法学部・医学部への入学からは排除されていた（ようやく1901年に全中等学校の同格化が実現）。したがって職業的に教養市民層=エリートへの道は、ギムナジウムというルートを通過することを不可避としたのである。

しかも重大なことは、こうした職業・教育における「差違」が、複線型教育システムによって支えられていたことである。すなわち教育システムのうえでは、民衆学校4年で、ギムナジウム、実科系中等学校、民衆学校上級段階と三分岐するのである。いわば

年齢的には10歳でエリート、サブエリート、民衆の三コースに選別される複線型教育システムが構造化されていたのである。さらに重大なのは各コースの就学率である。それをおおよその数字でいえば、ギムナジウム生=4%以下、実科系中等学校生=4%以下、民衆学校上級段階生=90%以上、大学生=2%以下であった。つまりギムナジウム・大学というエリート・コースを歩むものは、同一世代の数%以下であり、きわめて狭いルートを通過しなければならなかったのである。このように社会的階層性と教育における複線型構造とが接合している点に、近代ドイツ=資格社会の問題性があった。

ところで従来、このようなギムナジウム・大学の在学生たちの中では、教養市民層出身者が優越し、このエリート・コースは教養市民層を養成するための教養市民層の学校と称せられてきた。だが近時の研究では、中間層出身者（中下級官吏、民衆学校教師、農民、手工業者など）が60~70%を占め、これに対し教養市民層出身者は、ギムナジウム生の場合20~30%、大学生の場合30~40%であった。つまり、ギムナジウム・大学というエリート・コースは、一面では教養市民層の再生産の場であるとともに、他面では中間層出身者にとっての社会的上昇ルートという役割も果たしていたのである。

しかし、そうであったとはいえ、膨大な人口数を擁する中間層出身者のなかで、同一世代のわずか数%しか在学していないギムナジウム・大学に進学した者はきわめて僅少であったことは明白である。したがって、これら中間層出身者がこうしたエリート・コースに至る道は、まさに「針の穴」を通過するに等しい苦難の道であったことが予想される。

本報告では、このような一般的な状況や動向を念頭におきつつ、ハインリヒ・ハンスヤーコプなるパン製造業者の子どもが、フライブルク大学にまで進学し、神学と古典文献学を学び聖職者へと社会上昇していった人生を素材に、近代ドイツ=資格社会の具体相の一端を垣間見てみたい

部会別自由論題報告 5月16日（日）

古代史部会 (9:30~16:30) S202教室

午前の部 (9:30~12:30)

- | | |
|----------------|---|
| 1 桑山 由文 (京都大学) | ウェスパシアヌスの登位とその政治的背景
司会 南川 高志 (京都大学) |
| 2 長谷川宜之 (東北大学) | 皇帝ホノリウスのカトリック推進政策と司教アウグスティヌス
司会 後藤 篤子 (法政大学) |
| 3 比佐 篤 (関西大学) | 前186年のバッカナリア事件
—ローマによる対イタリア政策の観点から—
司会 松本 宣郎 (東北大学) |
| 4 小林 糸子 (上智大学) | メロヴィング諸分邦国と聖コルンバヌス
司会 盛 節子 (文京女子短期大学) |

午後の部 (13:45~16:00)

- | | |
|----------------|--|
| 5 高畠 純夫 (東洋大学) | 前5世紀アテナイにおける外人と裁判
—アンティフォン第5番弁論解説試論—
司会 伊藤 貞夫 (放送大学) |
| 6 大城 道則 (関西大学) | ポンペイにおける古代エジプト文化の影響について
司会 浅香 正 (古代学研究所) |
| 7 藤井 慶子 (上智大学) | ローマン・ガラスと都市景観
—プテオリとバイアエをめぐる—考察—
司会 浅香 正 (古代学研究所) |

中世史部会1 (9:30~16:00) S401教室

午前の部 (9:30~12:30)

- | | |
|----------------|---|
| 1 千脇 修 (早稲田大学) | オットー朝下マクデブルクの遠隔地商業
—プラーニツ、シュレジンガーの所説をめぐって—
司会 小倉 欣一 (早稲田大学) |
| 2 小野寺利行 (明治大学) | 13世紀ノヴゴロドの対ハンザ通商政策
司会 斯波 照男 (中央大学) |
| 3 高野 要 (拓殖大学) | ロビン・フッド伝説と中世後期イングランド社会
司会 原 剛 (城西大学) |

- 4 金原 保夫（東海大学） トランキア（バルカン東部）における中世村落について
司会 和田 廣（筑波大学）

午後の部（13：45～16：00）

- 5 森下 園（上智大学） 中世イングランドの隠修者活動
－14～15世紀ノーリッジ市民の遺言状から－
司会 杉崎泰一郎（藤女子短期大学）
- 6 菅沼 紀子（関西学院大学） 14世紀メスの公証人制度－私証書の機能と効力について－
司会 大黒 俊二（大阪市立大学）
- 7 青谷 秀紀（京都大学） 中世ブラーバントにおける歴史記述の伝統と形成
司会 磯見 辰典（上智大学）

中世史部会2（9：30～12：30） S402教室

午前の部（9：30～12：30）

- 1 大橋真砂子（南山大学） 7世紀南アイルランド教会におけるヴィクトリウス方式採用の政治的意味－クミアンの書簡『復活祭論争について』を中心に－
司会 徳田 直宏（愛知県立芸術大学）
- 2 櫻井 康人（京都大学） 前期エルサレム王国の権力構造
司会 八塚 春児（京都教育大学）
- 3 田本 滋己（青山学院大学） 初期十字軍の浸透と修道院組織
司会 八塚 春児（京都教育大学）
- 4 上條 敏子（一橋大学） 中世北西ヨーロッパにおける女子在俗修道者の居住及び組織形態－ショトラスブルク市の事例から
司会 坂口 昂吉（帝京平成大学）

近代史部会1（9：30～16：00） S403教室

午前の部（9：30～12：30）

- 1 武田ゆう子（東北大） 17世紀ロンドンのマーサーズ・カンパニー Mercers' Company
－会計簿史料分析を中心にして－
司会 佐藤 清隆（明治大学）
- 2 青柳かおり（立教大学） 名誉革命体制とイングランド国教会
－便宜的国教徒の問題を中心に－
司会 大久保桂子（國學院大学）

- 3 小西 恵美（慶應義塾大学） 18世紀イギリス地方都市のエリート：キングス・リンを例として
司会 中野 忠（早稲田大学）

- 4 三時眞貴子（広島大学） 18世紀後半イングランド北部におけるミドルクラス・教育・科学－ウォーリントン・アカデミー（Warrington Academy, 1757～86）を中心にして－
司会 松塚 俊三（福岡大学）

午後の部（13：45～16：00）

- 5 中川 順子（大阪大学） 近世イギリス社会における外国人の受容
－帰化と国籍取得の事例から－
司会 坂巻 清（東北大）
- 6 金澤 周作（京都大学） 近代英國における博愛活動（フィランスロピー）
司会 青木 康（立教大学）
- 7 後藤 真希（福岡大学） 1830～1840年代イギリスの絶対禁酒運動
司会 川島 昭夫（京都大学）

近代史部会2（9：30～16：45） S404教室

午前の部（9：30～12：30）

- 1 永井 敦子（北海道武蔵女子短期大学） 16～17世紀初頭のルーアンにおけるテ・デウム
司会 二宮 宏之（フェリス女学院大学）
- 2 山道 佳子（土佐女子短期大学） 「自由主義の三年間」（1820～23）のバルセローナ市における宗教行事－靴職人マテウ・クレスピの日記から－
司会 立石 博高（東京外国语大学）
- 3 中園 恒明（早稲田大学） 19世紀ブラジルにおける奴隸の抵抗の諸類型
－特にマレー蜂起をめぐって－
司会 鈴木 茂（東京外国语大学）

- 4 西願 広望（Institut d'Histoire de la Révolution Française） 徵兵制研究、その可能性
司会 立川 孝一（筑波大学）

午後の部（13：45～16：45）

- 5 西村 明人（立命館大学） 植民地時代後期サウスカロライナにおける消費文化
司会 和田 光弘（名古屋大学）

6 谷中 寿子 (共立女子大学)	南北戦争とジェンダー —南部はなぜ負けたのか— 司会 白井 洋子 (東京国際大学)	2 尾崎 修治 (上智大学)	1918／19年のライン共和国運動をめぐる議会論議 —ライン地方の議員の対応を中心に— 司会 黒川 康 (立教大学)
7 塚本 有紀 (奈良女子大学)	ヴィクトリア時代における少女雑誌と女子教育 —『ガールズ・オウン・ペーパー』を中心に— 司会 森本 真美 (神戸女子大学)	3 内田 滋 (青山学院大学)	ヴァイマル共和国初期における重工業の組織化について 司会 三宅 立 (明治大学)
8 川本 真浩 (大阪大学)	スコットランドにおける大博覧会の時代 (1886-1938年) 司会 秋田 茂 (大阪外国語大学)	4 大川 勝康 (明治大学)	ヴァイマル末期の「ユダヤ人」 —「ユダヤ人」のアイデンティティの一側面 司会 下村 由一

近代史部会3 (9:30~16:00) S501教室

午前の部 (9:30~12:30)

1 蝶野 立彦 (早稲田大学)	1690年代における敬虔主義運動の危機とその変容 司会 中谷 博幸 (香川大学)
2 柳川平太郎 (高知大学)	プロイセン絶対主義形成期のアクチーゼ・関税政策 司会 山崎 彰 (山形大学)
3 割田 聖史 (青山学院大学)	プロイセン国民議会における「ポーゼン問題」 司会 増谷 英樹 (東京外国語大学)
4 室井 俊通 (文部省)	『協力』と『忍耐』—ケルン大聖堂の政治力学 司会 矢野 久 (慶應義塾大学)

午後の部 (13:45~16:00)

5 山本 明代 (千葉大学)	人の移動における社会的結合関係とその変容 —ハンガリー王国からアメリカ合衆国への移民— 司会 小沢 弘明 (千葉大学)
6 武藤真也子	ハプスブルク帝国における軍事アウグスラヒ 1868年の兵役法制定 司会 小沢 弘明 (千葉大学)
7 畠山 祐 (名古屋大学)	近代ロシアにおける建設労働と労災扶助 —ペテルブルクの事例研究— 司会 石井 規衛 (東京大学)

現代史部会1 (9:30~16:30) S502教室

午前の部 (9:30~12:30)

1 鍋谷郁太郎 (東海大学)	バイエルン邦議会選挙法改正問題とバイエルン社会民主党 —1899~1906— 司会 伊藤 定良 (青山学院大学)
----------------	--

午後の部 (13:45~16:45)

5 中田 潤 (立教大学)	ヴァイマル共和国期の再軍備と国民保守層 —国境・国土防衛問題を中心に— 司会 室 潔 (早稲田大学)
6 中川 隆 (東京大学)	ナチ占領下ポーランドにおける初等教育 1939-1945 司会 芝 健介 (東京女子大学)
7 渡辺 克義 (東京大学)	独ソ戦の展開とワルシャワ蜂起 司会 松川 克彦 (京都産業大学)
8 武井 彩佳 (早稲田大学)	戦後西ドイツのユダヤ人ゲマインデにおける「連続」と「非連続」 —旧ゲマインデ継承問題を中心に— 司会 高尾千津子 (早稲田大学)

現代史部会2 (9:30~15:15) S503教室

午前の部 (9:30~12:30)

1 林 光一 (城西国際大学)	アフリカの一党制支配とその変容 司会 太田 正登 (金城学院大学)
2 赤松 道子 (早稲田大学)	教会財産接収—1920年代初頭ソ連における正教会と国家 司会 長繩 光男 (横浜国立大学)
3 岡住 正秀 (北九州大学)	「ボルシェビキの3年」のアンダルシア農民運動 —セビーリャ県コンスタンティーナ (1918-20年) — 司会 中塚 次郎 (フェリス女学院大学)
4 難波ちづる (慶應義塾大学)	ヴィシー期・フランスのインドシナ統治 司会 剣持 久木 (名城大学)

午後の部 (13:45~15:15)

- 5 増田 直子 (筑波大学) 収容所から再定住への決意：第二次世界大戦末期における日系アメリカ人の社会復帰についての一考察
司会 島田 法子 (日本女子大学)
- 6 北 美幸 (九州大学) 合衆国の高等教育機関における「割当制」廃止運動とユダヤ人団体
司会 佐藤 唯行 (獨協大学)

古代史部会

報告者

1. 桑山 由文 (京都大学)
2. 長谷川宣之 (東北大学)
3. 比佐 篤 (関西大学)
4. 小林 糸子 (上智大学)
5. 高畠 純夫 (東洋大学)
6. 大城 道則 (関西大学)
7. 藤井 慈子 (上智大学)

1. ウェスパシアヌスの登位とその政治的背景

桑山由文

紀元68年にネロ帝が倒れ、ガルバが即位したことで、初代アウグストゥス帝以来続いたユリウス＝クラウディウス朝の血統は絶えた。この結果、ローマ皇帝たる資格が不分明になり、続く69年には、帝位をめぐって元首政初の全帝国規模の内戦が繰り返された。1年間に4人の皇帝が立ったことから、この年は「四皇帝の年」とも称される。この混乱を終息させ、フラウィウス朝を創始したのが四皇帝の最後のウェスパシアヌス（位69-79年）である。

このウェスパシアヌス帝は、出自の点において、69年の他の三皇帝たちよりも明らかに不利な立場にいた。彼は騎士身分家系出身の元老院議員、すなわち新人*homo novus*にすぎず、しかも、首都ローマではなくイタリアの地方都市レアテの生まれであった。一方で、69年の彼以外の皇帝たちは、いずれもそれなりの家柄を誇る元老院議員だったのである。「父祖の遺風」を重視するローマ社会において、ウェスパシアヌスの登位は異例である。これでは、この環境の中で彼が帝位を奪取することを可能とした背景は何か。

このような観点から、本報告は、ウェスパシアヌスを支持した人々がいかなる階層から主として成り立ち、また、それらの支持基盤の形成に彼の出自がどのような影響を及ぼしていたのかを検討する。その結果、ウェスパシアヌスの登位は、ローマ帝国の政治支配層の中で比較的低い位置にいた人々を結集したことに第一の要因があったということが明らかになろう。とりわけ、帝国東部という、ローマの政治的伝統とつながりの薄い地域における支持勢力構築が、属州総督や軍団長といった中央から派遣された人々だけでなく、属州上層家系など地方レヴェルにまで浸透していたことが、きわめて重要な意味を持っていたのである。

2. 皇帝ホノリウスのカトリック推進政策と司教アウグスティヌス

長谷川 宣之

4世紀末から5世紀初頭のアフリカでは、異教徒の勢力がいまなお衰えておらず、キリスト教徒はマイノリティの位置を占めているにすぎなかった。さらに加えて、アフリカのキリスト教会はドナトゥス派とカトリックに分裂しており、前者が後者を数の上でも圧倒して大きな勢力を誇っていた。キルクムケリオネスと呼ばれる下層民と結びついたドナトゥス派は、しばしばカトリック教会を攻撃し、社会的な不安をも引き起こしていた。カトリック司教アウグスティヌスは、こうした分裂状態にあるアフリカの教会の統一のために、ドナトゥス派司教との平和的な対話の機会を設ける一方で、最終的には国家権力の介入を要請して、ドナトゥス派の法的禁止とカトリックの正統性を認めさせ、この問題を解決した司教として知られる。

これまで、このドナティスト論争は、国家が教会問題にどの程度関与すべきなのかという、国家権力と教会の観点から考察されることが多かった。しかしながら本報告では、以下の点について、主にアウグスティヌスの新発見資料を含む書簡、説教などにもとづいて考察を加えたい。アウグスティヌスが、ホノリウス帝に嘆願をしてドナトゥス派を抑圧する法を発令させたのは、多数派の彼らに対して少数派のカトリックが挑戦する手段の一つであり、また、この時期、キルクムケリオネスと結びついたドナティズム運動は、下層民の社会的、階級的な運動というよりはむしろ、帝国と結びついて自分たちへの帰属を強要するカトリック教会全体への報復的な暴力であったと考えられる。ホノリウス帝の法律は、カトリック司教の権力を強化し、カトリック勢力を優勢にしたといわれるが、そうした一連のカトリック推進政策を引き出したことによって、たしかにアウグスティヌスの社会的な名声は上昇した。しかし司教が都市を代表して皇帝や総督に嘆願を行うようになったとはいえ、元老院議員階級をはじめとする上層民がカトリックに改宗するようになり教会内部には世俗の社会的な地位が持ち込まれ、むしろ司教の立場は微妙なものになったと考えられる。アウグスティヌスは、皇帝権力を背景にして司教権力を上昇させようとしたが、実際はそうならなかったと思われる。

3. 前186年のバッカナリア事件 —ローマによる対イタリア政策の観点から—

比 佐 篤

前186年、ローマはイタリア半島において、バッコス信徒の弾圧を行った。バッカナリア事件と呼ばれるこの弾圧は、共和政ローマ史上において、重要な出来事であると考えられる。というのは、初めてある特定の信仰が禁止された事件であり、初めてイタリア全土に対してローマが行政的・司法的な介入を行った事件だからである。

それゆえに、このバッカナリア事件に関して、すでに数多くの先行研究が存在している。その研究のほとんどは、この事件の原因に関する考察を行っている研究であり、それを政治的、もしくは社会的な原因に帰している。事件を政治的な原因に帰する研究は、バッコス信徒が反ローマ的な行動を行ったために、ローマがその信仰を弾圧したとする。これに対して、当時のローマには外来の宗教、もしくはギリシア文化に反発が生じており、その象徴的な存在であるバッコス信仰が弾圧されたと考えるのが、社会的な原因によって事件が生じたとする研究である。

このように、事件の原因に関する考察は今までかなり行われてきたのであるが、イタリア全体に影響を与えたと思われるこの事件によって、ローマとイタリアの関係がどのように変化していったのかに関しては、まだ明確にはされていないと言える。

従って、本報告では先行研究を踏まえた上で、バッカナリア事件そのものよりも、むしろ事件前後におけるローマの対イタリア政策を再考察することによって、この事件がローマおよびイタリアにおいてどのような意義を持っているのかについて、より包括的に検証したい。

4. メロヴィング諸分邦国と聖コルンバヌス

小 林 糸 子

6世紀中頃にアイルランドで誕生した聖コルンバヌス (Columbanus) は591年頃メロヴィング諸分邦国が支配していた大陸に渡ってくる。聖コルンバヌスはブルグント分邦国のアネグレイ、リュクスィユ、フォンテーヌに修道院を創建するが、復活祭の日付の決め方等をはじめとする諸問題を理由に同国を追放される。この問題に関して、聖人は自分の施行方法が正しいということをローマ教皇に確かめるためにローマに向かうが、その途中、ブレゲンツ修道院を創建しアルマニア人達の地に行き宣教活動を行う。しかし、再びローマに向かうが、その途中ボッビオ修道院を創建し、そこで615年11月23日に没する。

聖コルンバヌスが後代に残した影響として、『聖コルンバヌスの修道規則』の「贖罪規定」にみられるように、「贖罪」が先ずあげられる。この「贖罪」の秘跡が現代にまで残るということは、その当時聖コルンバヌスが「贖罪」をはじめとした修道活動によって、大陸にあって大きな影響力を示していたと考えられる。このことから、聖コルンバヌスが当時持っていたであろう影響力がいかなるものであったのかということを知るために、聖人の活動がどのようなものであったのかということを知る必要があると思われる。

聖コルンバヌスの遍歴の理由として、ブルグント分邦国をはじめとする諸分邦国自体の対立関係や聖人と各国の関係が重要となるがそれと同時に復活祭問題に見られるように聖人に特徴的な修道生活があげられる。また、彼が宣教を行った地におけるキリスト教の伝播がどの程度であったのかということも問題となる。これらのこと、聖人自身によって記された『書簡』や他の著作、ジョナスの『聖コルンバヌスの生涯』といった史料を参考にすることによって考察していくのがこの研究発表における私の目的である。

5. 前5世紀アテナイにおける外人と裁判 —アンティフォン第5番弁論解説試論—

高畠 純夫

アンティフォン第5番弁論は、殺人の疑いをかけられたミュティレネー人が、自らを弁明して、身の潔白を主張するために作られた弁論である。残されたアンティフォンの弁論中最大のものであるが、同時に、彼が書いた多くの弁論の中でも優れたものの1つであることが古来認められている。実際読んでみれば、ギリシア弁論史上燐然と輝く傑作の1つであることを誰しも実感するであろう。歴史史料としても、本弁論の包含する内容は豊富であり、これまで多く言及の対象となっている。

この弁論から引き出される問題はいくつかあるが、その内次のような問題がある。すなわち、被告がミュティレネー人であるということが、裁判とどう関わっていようか、という問題である。この弁論の最大の特徴は、語り手である被告がアテナイ市民ではなく、外人であり、事件が起きたのも外国であったということである。こうした例は、われわれに残された弁論の中にまれであり、外人の外国で犯したアテナイ人殺人の例はその他には存在しない。しかし、弁論にこうした例が一つしかないと言うことは、直ちにこの裁判やこの被告の特殊性を証明するわけではないし、また逆に、この例が外人と裁判との関係の全てに当てはまるとただちに言えるわけでもないであろう。外人とアテナイにおける裁判との関係はどのようにになっていたのか、その中でこの例はどの程度に、またどのように特異であったのか、それは探求してみなければわからないことであろうし、この弁論の理解のために探求してみる価値のあることであろう。それによって、アンティフォンがこの弁論執筆を引き受けたこととなった事情を推測することも可能となろうし、そこから新たなアンティフォン像を模索する道が開けるかも知れない。本報告で試みようとするのは、こうした探求である。

6. ポンペイにおける古代エジプト文化の影響について

大城道則

ポンペイは、A.D.79年におけるヴェスヴィオ火山の噴火に伴う火山礫や火山灰によって埋没した都市である。そのため非常に保存状態の良い遺跡として知られている。

ポンペイは、当時のカンパニア地方の主要港であるプテオリの近くに位置していたため、地理的に外部世界からの影響を受けやすいという状況にあった。このことからローマ世界最大の都市の一つであったアレクサンドリアとの文化接触による古代エジプトの影響というものが考えられるのである。ポンペイにおける古代エジプトの影響は、ポンペイの至る所で目にすることができます。例えば、古代エジプトの女神であるイシスを祀ったイシス神殿、果樹園の家や秘儀社などの壁画に描かれた古代エジプトの神々、また所謂ポンペイ第三様式と呼ばれている絵画様式に特に好んで描かれたスフィンクスやロータスなどのエジプト的モチーフ、ナイル風景画やナイル・モザイクに描かれたワニやカバなどのナイル川に住む動物たち、エジプト起源と考えられているインベトリアータと呼ばれる釉薬を用いた陶器で作られたベス神、ソベク神、プタハ神の小像、銀や大理石製のイシス像、そしてエジプト独自の楽器である青銅製のシストルムなどである。

古代エジプト文化は、多かれ少なかれ地中海世界の至る所にその影響を残している。ポンペイもその例外ではない。本発表は、時代を超えて周辺地域に影響を与え続けた古代エジプト文化を総合的にとらえることを目的とする研究の一環である。

7. ローマン・ガラスと都市景観 —プテオリとバイアエをめぐる一考察—

藤井 慈子

断片3例を含む9例のフラスコ瓶は、球状の胴部に帯状にめぐる旋盤研磨（Wheel-abraded）装飾によって、ナポリ湾の二港—プテオリ（現 Pozzuoli）とバイアエ（現 Baia）の帝政末期におけるトポグラフィーを知る貴重な図像資料とみなされてきた。前者はアレクサンドリアからローマへの穀物供給において、その輸送船が到着する重要な中継地点として（オスティア港が建設された）2世紀頃まで繁栄を極めた商業港、後者は温泉保養地あるいは「悪徳の地」として帝政初期から中期の文学に頻出する名高い港町である。

これらのフラスコ瓶に関しては、地中海沿岸地域の他、ドイツやイギリス各地の出土が伝えられ、個別報告的な研究もみられるが、3世紀半ば—4世紀の年代設定に関わる特徴的な器形（Isings 103型）や装飾モチーフの類似性により同一グループとされた。すなわち、連なって描かれた建造物や施設の図像に対し、それぞれに名称を示唆するような銘文が付されるという構成要素が9例全てに共通する。さらに3例（プテオリ1例、バイアエ2例）は二港の地名を示唆する銘文を含み、これに基づき、ガラス史家ペインター（K.S.Painter, 1975）は円形闘技場・競技場・神殿・列柱・劇場施設が描かれたタイプをプテオリ・グループ、牡蠣の養殖場施設が描かれたタイプをバイアエ・グループに再分類した。

それでは何故プテオリとバイアエなのだろうか。同時代の他の図像資料においても、建造物が「背景」ではなく「主題」として前面に描かれた例は極めて稀である。またローマン・ガラスにおいて、職人や神々の名前ではなく地名を記した例は他にないと思われる。

本発表では先行研究の図像分析、銘文解釈、二港における発掘成果に基づく図像の資料性を再検討すると共に、観光地の土産物と解釈されているこれらのフラスコ瓶が、巡礼地の都市景観を描いた後代のモザイクなどの先駆的図像を有する点にも注目したい。

中世史部会1

報告者

1. 千脇 修（早稲田大学）
2. 小野寺利行（明治大学）
3. 高野 要（拓殖大学）
4. 金原 保夫（東海大学）
5. 森下 園（上智大学）
6. 菅沼 紀子（関西学院大学）
7. 青谷 秀紀（京都大学）

1. オットー朝下マクデブルクの遠隔地商業

— プラーニツ、シュレジンガーの所説をめぐって —

千 脇 修

本発表においては、プラーニツがその立論（宣誓共同体説）の必須の前提として挙げているオットー2世のマクデブルク商人宛て特許状（975年）を検討し、それがオットー王権の東方政策の副産物たるスラヴ人奴隸の売却とその代金による必要物資の購入を委託されたマクデブルク商人を特に保護するために発給されたものであったこと、したがって、この史料を根拠にマクデブルクに限らずすべての国王ブルクの商人が自由な商業を国王により保証されていたとするプラーニツの解釈は余りにも強引な一般化であるとの主張を、シュレジンガーによる同史料の読解の矛盾点を指摘しつつ行なうつもりである。加えて、史料の分析から得られた知見をふまえた上で、10世紀における遠隔地商業と盛期中世におけるそれとの質的相違が、都市の在り方の時代的変化に対応している旨の指摘を行ない、中世都市成立論における新・旧の研究動向が交錯する場を展望できればと考えている。

2. 13世紀ノヴゴロドの対ハンザ通商政策

小野寺 利 行

ノヴゴロドは、10世紀ごろから15世紀末にモスクワに併合されるまでの間、バルト海貿易を営んでいた。貿易の形態は時代によって変化しており、13世紀はその転換期の一つということができる。モンゴルのロシア侵入によってキエフ・ビザンツ方面との南方貿易が衰退した結果、ノヴゴロドの貿易におけるバルト海貿易の比重が大きくなった。さらに、バルト海・北海方面でのドイツ＝ハンザの生成・伸長に伴って、ノヴゴロドのバルト海貿易自体も盛んになっていったのである。このような状況の中で、15世紀末まで続くハンザとの貿易関係が確立されていく。

しかし、この貿易は、バルト海・北海貿易を独占しつつあったハンザに主導され、ノヴゴロド商人はバルト海での活動の場を次第に失い、両者の取引はノヴゴロドに設置されたハンザ商館で主に行われるようになった。ハンザの発達に対抗することができなかつたノヴゴロドは、自国商人の外地における権利を確保するという従来の政策を転換していく。すなわち、ハンザ商人の取引相手を自国商人に制限して、ハンザとロシア諸国との中継貿易の独占を目指すようになったのである。

従来の研究では、以上のような貿易の枠組みの変化やそれに伴うノヴゴロドの政策転換の事実などは指摘されているのだが、なぜそれが可能であったかという点についてはあまり顧慮されてこなかった。そこでノヴゴロドの政策転換の要因を考察することが本報告の目的である。

しかし、13世紀におけるノヴゴロドの対バルト海貿易に関する史料は、ノヴゴロド・ハンザ条約などごく限られている。そのため、ノヴゴロド以外でハンザと取引関係にあったロシア諸国、つまり西ドヴィナ川を通じて貿易を行っていたスモレンスク・ポロツク・ヴィテップスク公国の状況にも言及し、これらの国々とノヴゴロドとの比較を通じて、ノヴゴロドの対ハンザ政策の特色を明らかにしていく。

3. ロビン・フッド伝説と中世後期 イングランド社会

高野 要

中世イギリスの伝説上の英雄ロビン・フッドは誰か？を巡る論議は、長い歴史をもつている。しかし、ロビン・フッドが実在した人物であるにせよ、架空の人物であるにせよ、この伝説が、中世後期イギリスの現実の生活に根ざしていたがゆえに広まつたことは確かである。従って、ロビン・フッドは誰かという問題以上に重要な問題は、ロビン・フッド伝説を、流行らせた時代的背景および、その伝説が果たした社会的役割である。R·H·ヒルトンは、伝説の背景には、中世後期の、土地領主にたいする農民の不満があると主張した。しかし、これには、J·C·ホウルトのような、貴族の文学が、一般に広まつたにすぎないとする反論がある。確かに、農民一揆の中心が、イングランド南部および、東部であったのに対して、ロビン・フッド伝説が最も流行したのは、ヨークシャー南部、イングランド北部およびスコットランドであり、また、一揆の反徒たちが反対した、隸農制や労働賦役や重税などについては、ロビン・フッド・バラッドは触れていない。しかし、両者の間に、いくつかの共通点がある。たとえば、自由への願望や、国王に対する好意的態度、さらに同じ時代的背景の中に現れていることなどである。イングランド中世後期は、百年戦争、黒死病、悪政などによる社会的混乱と、地代、賦役、農民の身分をめぐる法廷での裁判闘争、1349、1351年の賃金凍結、1381年の人頭税徵収などに対する農民の不満が拡大した時代である。ロビン・フッド伝説は、こうした社会的、経済的不満を抱いた人々の心を捉え、彼らによって支持されて語りつがれていったのであろう。

4. トラキア（バルカン東部）における 中世村落について

金原保夫

バルカンの中世村落は、ビザンツ帝国やブルガリア王国の基幹産業である農業の生産拠点であり、その土地は重要な生産手段であった。両国の村落については、「封建制」をめぐる問題との関連で論じられ、農民の社会的地位や土地の所有形態などが明らかにされてきた。しかし、両国の場合、文献史料が乏しく、種類も限られているため村落の構造や地域性、農村生活等については不明な点が多い。そこで村落の形態とその変化、地域的特徴、住居構造、物質および精神文化等を明らかにするためには、地理学や考古学的資料を十分に活用する必要がある。

発表者は、これまでブルガリアにおいて先史集落址の発掘調査や遺跡の踏査をおこない、集落の立地や時代的変化について考察してきたが、その際に用いた考古学的方法は中世村落においても有効と思われる。ここではバルカン東部のトラキアの中世村落を取り上げる。トラキアはバルカンの典型的な農村地帯であり、沿岸地方・平野部・山間部に分かれ地域性に富んでいる。そして、P.SoustalのTabula Imperii Byzantini 6, Thrakien等のような分布調査に基づく集落資料が作成され、村落の考古学的発掘調査も進展している。さらにトラキアは9世紀以降、ビザンツ帝国とブルガリア王国によって分割支配されてきたために、両国の村落のモデルを提供することができる。

以上の点に留意しながら、1) トラキアの中世村落の時代的変化及び地域的特徴の提示、2) 考古学的資料によるトラキアの中世農村の再現を試みる。特に時代的な変化が顕著で、村落が稠密に分布する北東部のザゴラ地方と西部のパザルジク地方の二つの地域に注目し、両地域の農村の具体例（デヤドヴォ遺跡とコヴァチエヴォ遺跡）を示すことによって、中世バルカンの村落を展望する。

5. 中世イングランドの隠修者活動 －14～15世紀ノーリッジ市民の遺言状から－

森 下 園

イングランドの中世を通じて、修道士／女とは違う身分として、隠修士／女の存在が記録に多くあらわされている。彼らは、上長のもと共住生活を送る修道者とは異なり、各々隠修室での独居生活を送っていたが、その生活形態については不明な点が多い。しかし近年の研究は、橋や道路の管理に關係していた隠修士や、信徒の助言者、教師としての隠修女の姿をうかがわせるようになっている。

本報告では、イングランドのノーウォーク州ノーリッジ市における隠修者の活動について、ノーリッジで検認された市民の遺言状を手がかりに検証していきたい。ノーリッジ市は中世を通じて、イングランドでも十指に入る商業都市であるとともに、各修道会の修道院のほかロンドンと並ぶ数の教区教会を持つ都市、宗教ギルドの活動が活発であった都市でもある。また大陸低地地方との交易を通じて、大陸の新しい信心運動にふれたと見られ、イングランドで唯一、ベギンに似た形式のコミュニティの存在が記録された都市であるとともに、多くの隠修者の名が記録されている都市でもある。13世紀半ばより3世紀にわたり、同市にはおよそ40名の隠修者の名が記録されており、中には中期英語で『神の愛の啓示』という神秘著作を残した隠修女ジュリアンも含まれている。

隠修者の活動は公の記録に残りにくいが、ノーリッジ市では遺言状に遺贈の対象としてしばしば名があげられている。またノーリッジでは、ロンドンなどと比べ、司祭など教会人からの遺贈が多いのが特徴である。これらの記録は、ノーリッジ市民による隠修者への財政的支援を物語っているが、なぜ、市民や司祭たちが隠修者に遺贈したのかは、隠修者と周辺社会との関係をさぐる上で重要である。どのような地位の人物が、家族以外のどのような人々にいくら遺贈しているかの記録から、隠修者活動について考察していきたい。

6. 14世紀メスの公証人制度 －私証書の機能と効力について－

菅 沼 紀 子

本報告は、なぜ低識字率の中世社会において、公証人制度が急速に展開し、文字の集積である証書に強い効力が見出されたのか、といった問題意識から、フランス北東部のメスで展開した公証人制度の考察を通して、私証書の機能と効力を明らかにしようとするものである。

1197年、メスの司教ベルトランは、契約の際に証書を作成することを義務づけ、各小教区に「アマン」(aman)と呼ばれる公証人を置くとともに、彼らによって作成された証書を、小教区の教会に設置された小部屋に収めるよう命じた。これによりメスの公証人制度は「アマンドリ」(amandellerie)と呼ばれ、13世紀を通じて急速に展開しながら、1728年にフランスの国王公証人にとて代わられるまで、500年以上にわたって存続した。

私証書とは、贈与、売買、貸借などの契約が成立した場合に、特定の個人間で作成される契約書であるが、その法的効力は、中世社会においては、公証人に作成されることによって発生した。そして私証書の効力の問題は、裁判における立証問題のなかで、神判（水や火による立証）に対置するものとして取り上げられてきた。しかしそこでは近代的な認識枠組みに基づいた「神判＝非合理的証明方法、証書＝理的証明方法」といった図式の提示にとどまり、「中世社会における低識字率」といった観点からの考察が十分になされてこなかった。

本報告は、「中世都市における文字文化」といった観点から公証人制度を考察しようとするものであり、またその考察対象を、従来あまり取り上げられることのなかった慣習法地域（北フランス・ドイツ）としていることから、成文法地域（イタリア・南フランス）のそれと比較するうえでも意義があるようと思われる。

7. 中世ブラーバントにおける歴史記述の伝統と形成

青 谷 秀 紀

12世紀後半以来、その実体を失ったロタリンギア公領における各領邦は自立的傾向を強めていくが、公位を継承したブラーバントもその後ほぼ1世紀を経て、およそヤン1世（在位：1267-1294年）の支配期に領邦的結集の体裁を強くする。H・ピレンヌによって、13世紀後半の低地地方で最も傑出した君主と評されるこのヤン1世は自身もまた詩人であり、その宮廷では騎士文化の隆盛がみられるのであるが、トゥルヴェールとミンネゼンガーの間に位置するといわれることもあるかれの詩人としての立場同様に、政治的立場にあっても、ドイツとフランスの狭間における独立的行動によってブラーバントの民族意識の覚醒に大きく貢献するのである。もっとも、かれの支配とその前後の時期は幾度かの危機と混乱も経験しており、それがかれの政治的行動と表裏一体となりつつ領邦意識の形成に作用したことも確かである。このような時期に現われたブラーバントの歴史記述には、様々なかたちで領邦的結集と公権威の強化の反映がみられるが、一連の『ブラーバント公の家系図』やJan van Heeluの『韻文年代記』などがその代表であろう。とくに、諸『家系図』（『ブラーバント公の起源についての年代記』を含む）は、公家のトロイア起源、カロリング家との血縁関係、家系と諸聖人の繋がりなど、後のブラーバントの歴史記述に頻繁に現われる主題を含み、公権威のプロパガンダ的意味合いを帶びている。この作品にブラーバント歴史記述の伝統の成立をみる研究も存在する。本報告では、一連の『家系図』などヤン1世時代とその周辺の歴史記述を政治社会的および文化的コンテクストに即して検討し、ブラーバント歴史記述の伝統やそれらのもつ政治的・文化的意味、ひいては中世歴史記述の在り方の一端を明らかにするよう試みたい。

中世史部会2

報 告 者

1. 大橋真砂子（南山大学）
2. 櫻井 康人（京都大学）
3. 田本 滋己（青山学院大学）
4. 上條 敏子（一橋大学）

1. 7世紀南アイルランド教会における ヴィクトリウス方式採用の政治的意味 —クミアンの書簡『復活祭論争について』を中心に—

大橋 真砂子

中世初期のアイルランドとブリタニアで展開された復活祭論争の発端となったのは、6世紀末にガリアで活躍したアイルランド人修道士コルンバヌスであるが、彼が主張していたのは、当時ケルト教会で一般的に使われていたケルト式復活祭であった。そして、議論の相手であるガリア教会で使われていたのは、5世紀半ばにアクィタニアのヴィクトリウスが作成した方法である。これは、6世紀半ばにはガリア教会の算定方法として正式に採用されていた。コルンバヌスの主張はしかし、彼の死とともにガリアでは収束し、かわって当時ローマからイングランドに派遣された伝道団とケルト教会との間で論争が激化する。

やがて、アイルランド内部においても復活祭算定方法をめぐる議論が巻き起こり、630年代に入ると、採用する方法が南北で異なるという事態が生じた。南アイルランド教会が採用したのは、かつてコルンバヌスが激しく非難したヴィクトリウス方式であり、北部ではなおもケルト方式が支持されていた。

本報告では、632年頃に書かれたクミアンのアイオナ修道院長宛の書簡『復活祭論争について』をもとに、南アイルランド教会によるヴィクトリウス方式採用の経緯を特にローマとの関係で概観し、加えて、当時すでに知られていたディオニュシウス方式（後に主流となるもの）ではなく、なぜ敢えてヴィクトリウス方式を主張したのかについて、それぞれの関連史料が持つ性格や、教会間の諸関係等を通して論じていきたい。

2. 前期エルサレム王国の権力構造

櫻井康人

13世紀半ばに成立した、ヤッファ伯ジャン・ディプランの法書*Livre des Assises de la Haute Cour*は近年のエルサレム王国国制史研究にとって、大きな影響を与えている。法書史料に依拠し、いわゆる「純粹封建制論」を導き出したラ・モント、法書の描く王国像が12世紀には当てはまらないとしたリシャールやプラワー、*Assise sur la ligece*の施行を否定的に捉えたライリー・スミス、法書史料を全面的に否定したティブル。これらの研究者は、肯定・否定に関わらず、その議論の出発点を法書史料に置いており、結論の相違は、法書史料の捉え方の相違と一致すると言える。

そのため、従来の研究は共通した問題を持つと考えられる。法書は、国王主催の封建会議オート・クールとブルジョワ（ラテン・シリアル在住の西欧人の総称）の問題を扱うクール・デ・ブルジョワ、の二部構成となっており、この段階で貴族とブルジョワという要素が明確に分離されてしまう。また、近年の研究者が立脚する前者は、封を中心とする事項が殆どであり、この段階で国王・貴族以外の要素、例えば聖職者等、が権力構造の考察対象から除外されてしまう結果を生んだ。

しかし、証書を垣間見ても法書の描く王国の構造と、現実のものとは大きな隔たりを感じられる。従って否定しつつも法書史料を基盤としていた従来の研究に対し、再考の必要を感じざるをえない。

そこで、本報告では、証書史料を中心に用い、前期エルサレム王国（1099～1187年）における会議・集会の参加者・協議内容を詳細に検討していき、エルサレム王国の権力構造を考察する足がかりを示したい。その際、特にエルサレム総大司教を中心とする聖職者と王国との関わりに留意したい。

3. 初期十字軍の浸透と修道院組織

田本 滋己

11世紀末から12世紀初頭にかけての初期十字軍は、1095年11月のクレルモン公会議における教皇ウルバヌス2世の十字軍宣言を直接的契機とし、彼の十字軍構想が人々の熱狂とともにフランスを中心とした西欧社会に急速に浸透した結果、翌年の8月には大遠征軍が聖地イエルサレムを目指して行軍を開始した。しかしながら、現代のようにマス・メディアの発達していなかった当時の西欧社会において、ウルバヌスの十字軍構想の急速な浸透はいかにして成し遂げられたのであろうか。

このような十字軍構想の伝達経路を考慮したとき、まず考えられるのはウルバヌス自身による十字軍の布教活動であるが、現存する史料上からは十字軍の布教が彼一人の為せる業であったとは考えられない。なぜなら、ウルバヌスはクレルモン公会議に前後して2回フランスを巡回しているのだが、その間に彼が十字軍の説教をおこなったことを示す史料の数があまりにも少ないからである。

そこで報告者は、当時教皇庁と良好な関係にあったクリュニー修道院を中心とした修道院組織に着目したい。クリュニー修道院はウルバヌスの出身母体であり、彼は前述のフランス行脚の際にもクリュニー修道院組織に対して数々の優遇措置をおこなっている。すなわち、彼はクリュニーの修道院組織を活用し、自らの十字軍構想の浸透を図ったのではないだろうか。この仮定から、本報告ではクリュニー修道院と教皇庁の関係やクリュニーの十字軍思想に対する態度の変化を考察したのち、証書史料を用いてクリュニーの十字軍に対する貢献を検証していくこととする。

4. 中世北西ヨーロッパにおける女子在俗修道者の居住及び組織形態

—シュトラスブルク市の事例から—

上條 敏子

13世紀はじめ、ヨーロッパ各地で、修道会に編成されず俗人の資格のまま修道生活を営む女性が増加した。この動向は一般にベギン運動とよばれている。こうした現象の背景には、遍歴説教師、乞鉢修道者の増加をもたらした社会風潮と、女子修道院の限定された収容力があり、各司教区は、問題への対処に苦慮することになった。

本報告は、シュトラスブルク市について、いわゆるベギンの社会的存在形態を、住居及び組織形態について分析しようとするものである。ベギン運動に関するよく知られた史料にはクレメンス令所収の Cum de quibusdam と Ad nostrum があるが史料の来歴の問題もあり、前者の禁止するベギンの地位 Status beguinrum や後者に言う異端ベガルド派 Beguardi、ベギン派 Beguinae の実相、さらに両者の関係を両教令のみから推定するには障害が大きい。また一般にベギン運動とよばれる動向は地域により異なる様相を呈したことが知られている。それゆえ、ここではシュトラスブルク市に絞り、とりわけその文書史料を主たる分析対象として、同市における運動の展開の様子を見るにしたい。

13、4世紀をつうじて、シュトラスブルク市には、ベギン館約75館を確認できる。これらの分布から女子在俗修道者の居住は13世紀末、ドミニコ会、フランシスコ会の修道院の周辺に集中する傾向をみせたことがわかる。この傾向は、クレメンス令発布の1318年以降強まる。しかし全体を統括する組織は確認できず、14世紀になっても市内随所にベギン館が散在する状況が続く。また文書史料に見るベギン館とその入居者を示す表記も多様であり続けた。同市において、ベギン館の外に個別に居住するベギンも含めると、在俗の女子修道者は相当数にのぼったとみられるが、彼女たちを特定の居住区に囲いこもうとする動向はみられず、礼拝堂つき専用居住区設置にむかった低地地方と好対照をなす。

近代史部会 1

報告者

1. 武田ゆう子(東北大大学)
2. 青柳かおり(立教大学)
3. 小西 恵美(慶應義塾大学)
4. 三時眞貴子(広島大学)
5. 中川 順子(大阪大学)
6. 金澤 周作(京都大学)
7. 後藤 真希(福岡大学)

1. 17世紀ロンドンのマーサーズ・カンパニー Mercers' Company —会計簿史料分析を中心にして—

武田 ゆう子

本報告は、ロンドン、リヴァリ・カンパニーの筆頭に位置するマーサーズ・カンパニーをとりあげ、その会計簿史料を分析することによって、17世紀における同職組合的性格の崩壊と慈善的性格の強い団体への移行を明らかにし、さらに当カンパニーの慈善的活動が都市社会の慈善・救貧政策の中でいかなる位置を占めていたかを検討するものである。

近年の研究では、イギリス・ギルドの慈善は、特に中世の教区フラタニティ（宗教ギルド）の慈善に関する問題や教区フラタニティの慈善が如何に教区の救貧政策に移行していくのかという観点から論じられることが多かった。このため、リヴァリ・カンパニーの慈善の具体的実態とその社会的役割については、ほとんど検討がなされないままになっている。リヴァリ・カンパニーは、宗教改革以前には、経済的規制の側面とフラタニティ的側面を兼ね備えていた。とりわけ、後者の側面は相互扶助・貧民救済・宗教的救済を中心とするものであり、1547年の寄進礼拝堂廃止令によって宗教的救済の側面が廃止された後も、相互扶助・貧民救済は継続されていった。さらに、16世紀末以降、商業的リヴァリ・カンパニーでは、経済的規制力が衰退し、それに伴う変化の中で相互扶助・貧民救済の側面を展開させつつ、「慈善団体化」の傾向を強めていったのである。

これらの慈善的活動の実態は、リヴァリ・カンパニーが残した会計簿史料から明らかとなる。特に、17世紀のマーサーズ・カンパニーは、ロンドンとリンカンシャー等に多数の土地・家屋を所有していた。それらの地代・賃貸収入をもとに、当カンパニーが管理する学校・救貧院の維持、貧民への「救済金」給付、クライツ・ホスピタル等への救貧を行っていた。また、当カンパニーは、ローン・ファンドを設立し、カンパニー内部の若手に資金貸付を行い、そこから得られる利子収入を教区の救貧等に使用しており、カンパニーというコミュニティ内部だけでなく、外部への救貧にも関与していたことをうかがい知ることができる。

以上より、史料が示す17世紀ロンドンのマーサーズ・カンパニーの慈善について、中世の慈善や18世紀以降の慈善団体を念頭におきながら、この歴史的意味を解明したい。

2. 名誉革命体制とイングランド国教会 —便宜的国教徒の問題を中心に—

青柳 かおり

1660年の王政復古後、イングランドでは一連のプロテスタント非国教徒に対する弾圧法が制定され、国家教会としてのイングランド国教会が再建されていった。しかし、名誉革命後、1689年には寛容法が成立する。この法により、非国教徒は公に礼拝を行っても刑罰法を適用されず、イングランド国教会の外部での存在が認められるようになった。ところで、寛容法は名誉革命の主要な成果の一つとみなされているが、イングランド国教会や国教徒議員にとっては、それはどのような意味があったのであろうか。

寛容法が成立しても、審査法と自治体法は残されており、カトリック教徒と同様に非国教徒は公職につくことはできなかった。つまり、国家教会制はくずれたが、政治権力は国教徒が独占することができ、非国教徒は公の礼拝だけを許されたのである。しかし、寛容法の主旨に反して、公職につくためにイングランド国教会で聖餐を受ける便宜的国教徒の増加という問題がおきた。イングランド国教会は彼らに対して厳格な高教会派と、妥協的な低教会派との対立が明確になり、それが政治的にトーリーとホイッグに結びついていた。高教会派にとって便宜的国教徒は批判の対象であり、便宜的遵奉(Occasional Conformity) 防止法案を支持していた。一方、低教会派は便宜的国教徒を容認し、非国教徒と一致することでイングランド国教会を強化しようとしていた。貴族院においてはホイッグ・低教会派が優位であり、便宜的遵奉防止法案は1702年から何度も提案された後、ようやく1711年に成立する。

かつて、カトリックの脅威が高まった名誉革命直前には、寛容だけでなく、教義や儀式の規定を緩やかにして非国教徒を国教会に取り込む包括が、国教徒の間で唱えられていた。しかし、寛容法によって弱体化したイングランド国教会のためには、審査法を確實にすることが、高教会派にとっていっそう重要になったのである。

3. 18世紀イギリス地方都市のエリート： キングス・リンを例として

小 西 恵 美

本報告は、互いに密接な関係をもつ“公的な領域 (public sphere)”と都市エリートとを対象とする。これらの概念は18世紀イギリス研究において、従来のクラス概念に代るものとして脚光をあび始めているが、未だその研究は十分とは言えず、各人各様の解釈で議論されている。

“長い18世紀 (long eighteenth century)”におけるイギリス地方都市では、政治的安定と秩序という社会の基本条件を獲得した市民が、彼らの生活を向上すべく、それまでとは比較にならないほどの量と種類のニーズを社会に要求した。市民からの要求は都市エリートの主導に基づき“公的な領域”で対応されたが、ニーズの多様化は“公的な領域”的分化と都市エリートの多様化を引き起こした。また、この変化の過程は一様でなく、“公的な領域”と都市エリートの性格は時代そして都市により異なっていた。本報告では“公的な領域”と都市エリートの概念的理解を容易にするために、実際には各領域間の境界は明確でなく各々が相互に関係し部分的に重なりあいながら機能するものではあったが、それらを政治、社会、そして文化領域の3つの視点から検討する。

本来、都市エリートとは“公的な領域”全般でどの部分にも偏ることなく主導権をとって活動する人々を指すが、現実には、社会の多様化は都市エリートが“公的な領域”内のある特定の側面に比重をおいて活動することを余儀なくさせた。この傾向はより発達した都市ほど顕著にみられた。本報告の後半ではキングス・リンのエリートを政治、社会、文化の3側面から考察する。リンの都市エリートはしばしば“公的な領域”内のいくつかの領域にまたがって活動し、そのパターンもいくつかあった。しかし“公的な領域”全般に分け隔てなく関与する都市エリートはほとんど見られなかった。

4. 18世紀後半イングランド北部における ミドルクラス・教育・科学

—ウォーリントン・アカデミー (Warrington Academy, 1757-86)を中心にして—

三 時 真貴子

ウォーリントン・アカデミーは、ランカシャーのウォーリントンに開設された非国教徒アカデミーの一つである。王政復古以降、公職や聖職から追放された非国教徒たちは自宗派の聖職者養成を目的とする教育機関を設立した。しかし、初期の非国教徒アカデミーとは違いウォーリントン・アカデミーには、聖職者以外の専門職や商業生活に従事しようとする学生も学んでおり、その教育内容も古典だけではなく数学、自然哲学、近代語、商業、化学など幅広いものであった。また、それ以前ほとんどの非国教徒アカデミーが一人の聖職者によって設立、運営されていたのに対し、ウォーリントン・アカデミーは、公共性や民主を重視した「任意団体」として運営された。

近年、18世紀イギリスの中間層あるいはミドルクラスの研究が活発化している。彼らの共通の経験と心性を形成する場として「任意団体」の重要性を強調したのはR.モリスやJ.バリーらの研究であった。さらにはミドルクラスを政治的レトリックとして研究したD.ヴァルマンの研究や18世紀の中間層からミドルクラスへの変容を考察したJ.スマイル、J.シードラの研究が知られる。「科学の社会史」を標榜する科学史の分野でも「任意団体」や当時のミドルクラスに注目した研究がなされようとしている。

本報告はこれらの研究動向を念頭に置きつつ、ミドルクラスの教育や科学・文芸活動を含めた彼らの知的世界を教育史、科学史、ミドルクラス研究の接点として考察する。ミドルクラスの全体像を描くことは困難であるので、本報告はウォーリントン・アカデミーの学生や教師を中心に次のことを明らかにする。すなわちウォーリントン・アカデミーに学んだミドルクラス出身の多くの学生たちがどのような教育を受け、どのようなネットワークを形成し、活動したかを総合的な視野から考察したいと考えている。

5. 近世イギリス社会における外国人の受容 —帰化と国籍取得の事例から—

中川順子

近世イギリスに流入・移住してきた大陸出身の外国人に対する関心が1980年代以降高まっている。近年の研究成果は、流入外国人による技術移転と彼らのイギリス社会への貢献を再評価するだけではなく、外国人教会の教会組織や役割、外国人共同体や外国人の個人情報、彼らの社会生活についても明らかにしてきた。現在、外国人による技術移転などの問題と並び、外国人研究の関心はイギリス社会への外国人の同化・統合問題にあり、その研究成果も徐々に報告されている。このことは、イギリス史研究において国民意識の問題が盛んに議論されている研究動向と無関係ではないであろう。しかし、外国人の同化・統合問題に関するこれまでの議論は、外国人側の視点から、外国人が同化したのか否かに終始する傾向が強い。また、イギリス社会側の対応を考慮に入れ、この問題を扱った研究も十分とは言えない。

本報告では、外国人がイギリス社会に受容される一つの糸口として16世紀後半から18世紀初頭までの外国人の帰化と国籍の取得を取り上げる。『対外国人帰化法・国籍取得者証書』を中心にその他関連史料を用い、彼らについて与えられている情報の分析を試みる。帰化や国籍を獲得した外国人がどのような者たちであったのか、どのような形態、事情で先に述べた資格を獲得できたのか。また、帰化と国籍の取得をめぐる長期的な状況の変化の有無を明らかにする。それらの分析結果から、イギリス社会の外国人受容についてのイギリス側の意図や背景を探ることが目的である。時間の許す限り、17世紀後半の一般帰化申請法についての議論にも触れたい。外国人の帰化や国籍取得の問題は、近世イギリス社会の国民意識を考える上でも意義があると確信する。

6. 近代英国における博愛活動（フィランソロピー）

金澤周作

一八世紀半ばから一九世紀にかけ、英國の博愛活動は大きく規模を拡げ、社会の網の目の中に確固たる位置を占めるにいたった。貧者のみならず、犯罪者、女性、子供、老人、売春婦、奴隸、未開人など、きわめて多様な「かわいそうな」人々を何らかの形で救済しようとしたこの博愛活動を、当時の英国人は、賞賛するにせよ非難するにせよ、英國の特性とみなしていたし、本発表で示すことであるが、実際それなしに社会の存立はありえなかった。

しかし、近代英國史の通説的理解においては、博愛活動の隆盛は指摘されるものの、困窮者救済の主要な社会制度はあくまで救貧法行政とされており、博愛活動に対して救貧法行政についてなされるような社会に果たした機能の検討がなされているとはいえない。また、博愛主義の諸相を取り上げている研究者たちも、多くの場合、その実際の機能にはあまり重点をおかず、むしろ担い手たちの出自や彼らにとっての目的の解明に意を注いでいる。しかも、こうした研究ではもっぱら篤志協会が検討され、中流層ないし中産階級（の女性）が、社会参加の機会、あるいはより下位の人々に対する社会統制の手段として博愛活動を利用していたという、なかばアприオリな結論が導かれている。

そこで本発表では、近代英國における博愛活動を取り上げるにあたって、篤志協会のみに焦点をあてるのではなく、篤志協会、信託慈善、友愛協会、慣習的慈善、個人的慈善からなる形態面からみた博愛活動の体系を明らかにした上で、社会における博愛活動の位置を探る方法を探りたい。博愛活動のさまざまな目的とさまざまな社会的機能を整理してゆくなかで浮かび上がってくるある傾向性を、受け取る側の動向や公的救貧との関係なども考慮に入れつつ、提示することになるであろう。

7. 1830～1840年代イギリスの絶対禁酒運動

後 藤 真 希

飲酒は現代にいたるまで多くの人々によって享受されている社会的行為の一つである。しかし、19世紀前半イギリスの労働者達にとって、「飲酒」はそれ以上の意味を持つ必要不可欠なものであった。彼らは、パブで酒を飲み交わし、社交や娯楽を楽しむことによって、過酷な労働、劣悪な生活条件からくる日常的緊張をときほぐすことができた。雇用の相談、賃金の受け渡しなど生活に直接関連した事柄も通常パブで行なわれており、「飲酒」の習慣は、労働者の日常生活に欠くことのできないものであった。さらに飲酒産業のイギリス経済に占める経済的重要性も、現代の我々の想像をはるかに越えるものであった。

このような社会状況の中で、1830年代前半に労働者の不幸、貧困の原因を唯一酒類に求め、それを排除することによって、社会の根本的変革をはかるとする社会改革運動が、北部の熟練労働者によって組織された。絶対禁酒運動（Teetotalism）と称されるこの運動は、既存の社会体制そのものを根底から否定する革新的なものであるのと同時に、飲酒産業に利害を有する多数の人々を攻撃の対象としていたことから、禁酒運動の内外に多数の論争を引き起こすこととなった。

本発表は、この絶対禁酒運動の構造や運動内部の論争を追うことで、19世紀イギリス社会の実像に迫ろうとするものである。前近代的な要素と近代的な要素が複雑に絡み合い、重層的な対立関係を内包した絶対禁酒運動を、国民国家としての内実を構築しつつあったイギリス社会の時代的特色を象徴するものとして捉える。また、絶対禁酒運動が抱えていた葛藤や対立について具体的に検証することで、絶対禁酒運動についての再評価を行いたい。

近代史部会2

報告者

1. 永井 敦子（北海道武蔵女子短期大学）
2. 山道 佳子（土佐女子短期大学）
3. 中園 恒明（早稲田大学）
4. 西願 広望
(Institut d'Histoire de la Révolution Française)
5. 西村 明人（立命館大学）
6. 谷中 寿子（共立女子大学）
7. 塚本 有紀（奈良女子大学）
8. 川本 真浩（大阪大学）

1. 16-17世紀初頭のルーアンにおけるテ・デウム

永井 敦子

近世初頭フランスの都市において、教会や都市当局などが指示する祝祭の一つに、国王の即位や王家の男子誕生、国王軍の戦勝や和議など、国王の祝い事をともに祝賀する行事があった。こうした場合には、総行列をおこなう、テ・デウムを歌う、祝火を焚く、といった形式がとられる。このなかでイタリア戦争期間（1494-1559）には総行列が盛んであり、アンリ3世治世（1574-1589）以降にはテ・デウムが、もっとも頻繁に見られる祝賀の形式となる。

本報告ではアンリ4世治世（1589-1610）までのルーアンにおいて、聖堂参事会、高等法院、都市参事会の三者が、こうした祝賀行事に関して残した議決・判決を参照しつつ、テ・デウムを中心とする祝賀行事の成立過程を追う。国王に祝い事があった場合、国王は大司教、聖堂参事会、高等法院または都市参事会に、祝うべき内容を知らせる勅書を送り、多くの場合、これを受け取った機関と他の諸機関との合意の上で、どのような形式で祝賀行事をおこなうかが決定された。ルーアンにおいても、その形式として総行列からテ・デウムへの転換がみられる。国王が勅書のなかでテ・デウムを歌うよう指示することは稀であったにもかかわらず、1580年代以降テ・デウムを歌って祝賀の意を表すことが頻繁になり、午後遅くにテ・デウムを歌い、続いて祝火を焚き、重要な祝いの場合には翌日に総行列をおこなうという式次第が確立する。この過程でルーアンの高等法院と都市参事会は、大聖堂でテ・デウムを歌う際の、式次第や席順をめぐる聖堂参事会の意見を退け、また参加者を高等法院などの官僚と都市参事会員、都市役人に限定した。このようにしてテ・デウムの形式は、官僚らが国王の関心にもとづいておこなう祝祭として確立した。

2. 「自由主義の三年間」（1820-23）のバルセローナ市における宗教行事

-靴職人マテウ・クレスピの日記から-

山道 佳子

19世紀スペインの自由主義にとって、国家や社会と教会との関係、また個人の自由の中での宗教の位置づけは、繊細かつ大きな問題であった。しかしながら、これまで自由主義スペインの教会問題の研究は、政治史や経済史に偏りがちであり、自由主義体制による教会改革を中心として扱ってきたと言える。自由主義者の宗教観や、自由主義体制の目指した国家と宗教の関係を考えるにあたっても、初期自由主義の拠り所となった「カディス憲法」（1812）の宗教に関する規定についての議論や、特定の自由主義者の思想の研究が中心であった。

筆者は自由主義と宗教というテーマの中で、これらの先行研究と合わせて、都市あるいは農村の実際の暮らしの中にどの程度宗教が組み込まれていたのか、またそれは自由主義体制の下で変化を被ったのかということを、社会史の視点から明らかにする必要があると考えた。同時に、行事あるいは祭典のスタイルを見ることは、スペインの自由主義体制のメンタリティーを知る上でも、重要な手がかりとなると考えた。

本発表は、当時のスペインにおいて有数の自由主義の牙城であったバルセローナ市を対象として、自由主義体制の下で宗教行事がどのような変化をうけたのか、あるいは反対に、自由主義の政治的行事はどの程度の宗教色を持って執り行われたのかということを明らかにしようとする試みである。幸いに当該時期のバルセローナ市については、マテウ・クレスピというひとりの靴職人による詳細な日記が残っており、この手稿を中心史料として、司教区文書館に残された史料や新聞史料と対照しながら、当時の宗教に関わる行事の一覧を作成し、考察を試みた。そこから見えてくるのは、自由主義と18世紀の啓蒙主義との連続性であり、市民生活の一部となつた宗教の一側面であった。

3. 19世紀ブラジルにおける奴隸の抵抗の諸類型 —特にマレー蜂起をめぐって—

中園 恒明

今発表はブラジルにおける奴隸主・奴隸制社会に対する奴隸の反抗に関して、支配者側への攻撃と自己破壊、および積極的反抗と消極的反抗という二つの軸を設定し、1.主人の殺害・サボタージュ 2.逃亡・キロンボ形成 3.自殺・自己の身体毀損・墮胎・嬰児殺害 4.奴隸反乱という4つのカテゴリに区分した上いくつかの例を挙げて概観を試みるものである。ここで当時のブラジルの社会構成から、奴隸と下層自由人は人種的・文化的・社会的にきわめて密接な関係を持っていたと考えられるため、下層自由人の反乱についても奴隸反乱のカテゴリに入れて考察の対象としている。また、19世紀前半の有力者間の政治的対立から発生した諸反乱のいくつかに対しても、反乱が下層自由人や逃亡奴隸、奴隸を惹きつけ、それらの下層民・奴隸が独自のイニシアティブを持って反乱に参加する例もあることから考察対象に加えている。

今発表で奴隸反乱を取り扱う際に特に注目した対象は反乱を起こした奴隸・下層民の具体的な目標とそれらを支えた宗教ないしイデオロギーの問題、そして下層自由人と奴隸との境界領域にいる特殊な形態の奴隸であるエスクラーヴォス・デ・ガーニョと彼らが果たした役割の問題である。

また、奴隸反乱について検討する際に具体例として1835年サルヴァドール市で勃発したマレー蜂起に焦点を当てたが、これは19世紀前半にブラジル東北部で発生した一連の奴隸蜂起中最大のものであった。この事件は当時のブラジル社会に重大な脅威を与え、ひいては奴隸貿易存廃問題にまで影響を及ぼしたとされるのみならず、イスラム教徒主導の反乱としても特殊性を認められている。そこでこの奴隸反乱をパライアーダや「仕立屋蜂起」その他いくつかの奴隸・下層民反乱と比較検討することによって奴隸・下層民反乱の持つ基本的性格を明らかにし、またマレー蜂起の特殊性と意義の問題に検討を加えたい。

4. 徵兵制研究、その可能性

西願 広望

国民国家なるものを具体的に把握しようとする時、軍隊に関する考察は次の三つの理由から重要なものとなる。第一に、仮革命においてナシオンの新しい理念を体現したのが何よりも国民衛兵、義勇兵、連盟兵という兵士=市民であったという点。第二に、革命期、軍隊は大量の新兵編入とアマルガム、旅団編成によって多様な地方出身の兵士が交ざり合う文化的るっぽとなる一方で、派遣議員による革命理念教育の場ともなった。文化面におけるナシオン発展のための軍隊の貢献が指摘できる。そして第三に、そもそも近代中央集権国家がその常設軍を用いて行った戦争それ自体が国民国家の成長を促進したという点。かくして軍隊は国民国家の歴史と密接に結ばれている。徴兵は言わば軍隊への入り口である。それ故徴兵制に対する民衆の態度の研究は、彼らの国民国家への意識を明らかにするのに役に立つと思われる。

とはいえて徴兵制に対する民衆の態度は、ローカルな共同体の水準における政治、経済、社会、文化そして地理によって条件づけられていた。かくして考慮に入れるべきは地方政治レベルでの、ネオ・ジャコバン及び王党派の徴兵制への賛否。諸社会－職業集団の徴兵制に対する反応の相違。徴兵制の人口変動と人件費への影響。民衆の世界の相互扶助の精神によって支えられた徴兵不服従者の社会的結合関係。聖職者の徴兵制への賛否と彼らの召集者への影響力。軍隊にて重視された読み書き計算能力と公教育の普及の関係。又、地方によっては旧体制以来の駐屯軍の存在の影響。更には住民の気質や時にはその「地方主義」も問題となる。そして最後に地理的要因。例えば徴兵不服従者に隠れ家を与えた森林の役割。つまり徴兵制の実態は上に挙げた様な諸要素を緻密に検討することによってはじめて理解し得るのである。

5. 植民地時代後期サウスカロライナにおける消費文化

西村 明人

18世紀の北アメリカ植民地では、文化状況が劇的に変化した。名誉革命以降の帝国の政治・経済システムの再編・強化、植民地人の環境への順応に伴う社会の安定化は、植民地人を17世紀には果たせなかった洗練されたイギリス文化へと駆り立てていった。こうした衝動は、世紀転換期、専ら植民地エリートの間に見られた。1740年代以降、「消費革命」によるイギリス製品の普及と共に、模範としてのイギリス本国の文化が植民地全体に蔓延していった。イギリス製品は、植民地における社会秩序と深く関わっていた。植民地エリートは、大邸宅を建て、イギリス本国の最新ファッショやマナーを追い求めることで権威を誇示しようとした。また、商品の普及はモノをステータスとする文化を浸透させたので、社会的地位を越えたモノや服装を求める人もありわるようになった。これは、イギリス同様、批判や規制の対象となるが、植民地人の消費行動は止まることはなかった。

本報告では、サウスカロライナ植民地を中心に取り上げ、地方社会成立におけるイギリス文化の役割を取り上げる。1663年に建設されたサウスカロライナ植民地は、1729年の王領化以降、急速に発展した。特に、チャールストンは、主要都市の一つとして発展し、植民地の政治・経済において大きな比重を占めるようになった。植民地の発展にともない、1740年代頃から、プランター、商人、法律家を中心としたエリート層は、豪華な邸宅を建て、イギリス風の華やかなファッショんに身を包み、都市を整備していった。さらに、このイギリス文化への衝動は、さらに下の階層や奴隸にまで及んでいった。黒人奴隸の数が圧倒的に多く、少数の白人が支配するという不安定な社会において、イギリス化された文化やモノがいかにして機能したのか、1740年代からアメリカ革命前夜の1770年代に焦点を当て明らかにしていきたい。

6. 南北戦争とジェンダー —南部はなぜ負けたのか—

谷中 寿子

1980年代以降、「女性史からジェンダー・ヒストリーへの移行」が進み、ただ単に過去の歴史に女性を加えるのではなく、ジェンダー概念を取り入れて過去を再構築する試みがなされ、歴史の書き換えが進んでいる。本報告はこのジェンダー・ヒストリーの視座から戦争と女性の関わりを分析するものである。戦争こそ平時における社会のジェンダーの境界を際立たせる行為である。つまり、戦争中の国家政策や男女の経験、文化的・イデオロギー的表現、政治的言説などにおいて、ジェンダー化されている社会構造の現実を戦争は可視化する。事例研究として、19世紀半ばに起こったアメリカ合衆国の南北戦争における南部連合国を取り上げる。連邦からの脱退と南部連合国(南北戦争)の成立、4年間にもわたる戦争において男性と女性はそれぞれどのような役割を担ったのか、その役割を国家はどう位置づけているのか。従来のように女性を単なる銃後の守りの役割を担うとか、戦争の犠牲者として位置づけるだけではなく、女性が国家形成や防衛の問題といった「公の領域」に歴史主体としてどのように関わっていくのかを検討する。さらに、国民としての義務を国家はどこまで強制できるのか、家夫長制度に基づくアンティベラム期の南部の社会構造は維持されたのか、戦争によって、男性性（マスキュリニティ）と女性性（フェミニニティ）に変化はあったのか、などの諸問題が問われる。19世紀半ばまでに性によって差異化され、階層化されて構築されたアメリカ南部社会構造を浮き彫りにし、さらにそれが戦争によってどのような挑戦を受け、変化していくのか、あるいは変化せずに維持されたのかを考察する。南部女性の日記、手記や解放黒人に関する資料集に基づいて、ジェンダーというフィルターを通して、従来の解釈とは異なる南北戦争の様相を提示したい。

7. ヴィクトリア時代における少女雑誌と女子教育 —『ガールズ・オウン・ペーパー』を中心に—

塚本有紀

1868年に刊行された学校調査委員会（別名トーントン委員会）の報告書は、当時多くの問題点を抱えていた女子教育の現状を、白日の下に晒すことになった。しかし、女子中等教育の普及に尽力したマリア・グレイが、いみじくも「女性教育のドゥームズディ＝ブック」と言い得たように、その後の近代的な女子中等教育の展開に弾みをつけることになる。

ヴィクトリア時代には、公的領域で活動する男性に対して、中流階級の女性は、家庭という私的領域にその活動拠点を制限され、しかも、少女は「良妻賢母」を体現すべく教育された。実際に新設された学校の多くは、通学制を採用し、教育者たちも、家庭において少女たちが母から直接「教化」されることを重視したのである。

従来女子教育については、教育制度の変遷、教育改革の女性パイオニアの活動、そして小説にしばしば登場するガヴァネスに関して、多くの研究がなされてきた。しかしながら、教えられる側の女子学生については稀少であり、卒業後に教員になる者、さらに進学して高等教育を受けた者など、一部の「公的領域で活動した女性」が対象となっている。

女子教育が発展していく1880年、宗教冊子協会（Religious Tract Society）は、大成功をおさめた『ボーイズ・オウン・ペーパー』に続き、『ガールズ・オウン・ペーパー』を創刊した。この週刊雑誌は、教訓に富む小説、評伝、美容、手芸、ファッショングから、楽器の演奏法といったあらゆる情報がもりこまれ、ときには、女性の職業、教育に関する記事も掲載された。その内容から、就学年齢の少女たちが、読者層の大部分を占めると考えられる。本報告では、少女たちが共有した話題に配慮しつつ、投稿欄・教育関連記事を中心に、当時学校、あるいはガヴァネスから教育を受け、家庭では母親から多くを学んだであろう少女の、私的領域の側面と、この雑誌が果たした役割を明らかにしたい。

8. スコットランドにおける大博覧会の時代（1886-1938年）

川本真浩

本発表では、1880年代から両次大戦間期にかけてスコットランドの二大都市で開催された博覧会をとりあげ、近年多くの研究者によってさかんに議論されている近現代イギリスにおけるナショナル・アイデンティティの諸相とその表象について明らかにする。

グラスゴーでは1888年、1901年、1911年および1938年に、またエジンバラでは1886年と1908年に、それぞれ国際規模の博覧会が開催された。なかでも、20世紀にはいってからの各博覧会では、スコットランド社会の歴史・産業・文化が主要なテーマとして強調された。だが、実際の会場展示には、スコティッシュネスそのものが内包する矛盾と緊張関係に加えて、スコティッシュネスと並存・重層関係にあったとされるブリティッシュネス、さらにはさまざまな他者性の表象をもみてとることができる。とりわけ、ブリティッシュネスやスコティッシュネスが地球規模の帝国を支配する本国イギリスを振りどころとする帰属意識に支えられていたという点に鑑みれば、これらの博覧会における海外帝国からの参加および出展は、開催ごとに規模の差はある、一貫して重要な構成要素であった。

こうした多様な要素が交錯する博覧会は、完全な形ではないにせよ、当時の人々のアイデンティティにかかる意識の一侧面を間接的に反映しながら、それを具現化したものであった。もちろん、当時のイギリス社会における博覧会は、ナショナル・アイデンティティや帝国意識の形成と変容に関与していたさまざまな媒体や契機のなかのひとつにすぎない。だが、これらの博覧会を対象とした考察をとおして、当時のスコティッシュ・ナショナリズムの一局面を明らかにするに留まらず、近現代イギリスにおけるナショナル・アイデンティティについて、その重層性や帝国意識との関係などの構造的な特徴をも指摘することができる。

近代史部会3

報告者

1. 蝶野 立彦（早稲田大学）
2. 柳川平太郎（高知大学）
3. 割田 聖史（青山学院大学）
4. 室井 俊通（文部省）
5. 山本 明代（千葉大学）
6. 武藤真也子
7. 嶋山 賢（名古屋大学）

1. 1690年代における敬虔主義運動の危機とその変容

蝶野立彦

1670年代から80年代にかけてドイツ各地で多くの支持者・追随者を生み出したP.J.シュペーナーによる「敬虔集会形成の運動（いわゆる初期敬虔主義）」は、1691年のシュペーナーのブランデンブルク・プロイセンへの赴任をひとつの画期として、それ以降その性格を大きく変化させ、「公権力・教会の制度的支援に拠ることのない一般信徒共同体の自立的活動」を前提とするこれまでの運動形態から、むしろ「公権力の制度的・政治的庇護に積極的に依拠した運動形態」へ、さらにはハレ敬虔主義のような「国家の文化・社会政策の一翼を担う運動」にまで変貌を遂げてゆく。そしてこのような「敬虔主義運動の方向転換と公権力への傾斜」の背景について考察する上できわめて重要な意味を持つのが、1680年代末から90年代前半にかけてシュペーナーの弟子たちの活動を引き金としてドイツ各地で引き起こされた一連の「敬虔主義紛争」とそれに伴って生じた「敬虔主義の全般的危機」の内実である。

本発表では、ハンブルクの事例（1690年～94年）を中心に、一連の敬虔主義紛争の経緯を概観し、そこから生じた「敬虔主義運動の危機」の内実を、「(1) 敬虔主義者と正統主義聖職者の対立」、「(2) 敬虔主義者と市民共同体の対立」、「(3) 敬虔集会禁令の発布」という三つの局面から検討する。さらに同時期のシュペーナーの論文・所見・書簡等を手がかりに、一連の紛争と危機的状況がシュペーナーの運動方針に与えた影響を、Obrigkeits-Gemeinde・宗教的自由などについての彼の立論との結びつきの中で考察する。そしてそれによって1690年代における「敬虔主義の危機」と「敬虔主義運動の変容」との間の歴史的連関を明らかにしたい。

2. プロイセン絶対主義形成期のアクチーゼ・関税政策

柳川平太郎

近代世界システム論によれば、17世紀のブランデンブルク＝プロイセンは取るに足らない「周辺」にすぎなかったにもかかわらず、18世紀までに「半周辺」に上昇し、ついでスウェーデンやオーストリアを追い抜いていった事例として、東欧史の上で特異な存在であったとされる。その台頭の理由として、ウォーラースteinは他の東欧諸地域に比べての土地集中の度合いの低さを強調するが、もう一つ別の論点として、エルベ河以東における都市支配とそこで財政収入源として確保された間接税の特異性が重要であろう。

本報告は、そのような観点から国内消費税であるアクチーゼと関税に着目し、この二つの間接税がプロイセン絶対主義の財政基盤として確立していく過程を、第一に都市支配の手段として、第二に財政収入源として、第三に流通規制の手段として、という三つの機能に留意しながら検討する。前者は、軍事金庫会計に流入し、後者は国王大権（レガリエン）として御料地金庫会計に分類されるが、両者ともに都市と農村の社会的分業上の分離が貫徹する中で17世紀後半から18世紀初頭にかけて都市に課せられたもので、外国貿易ならびに国内の商品流通の規制策として機能していた。

この両課税は、18世紀後半の七年戦争後、いわゆる「レジー」（Regie）政策にフランス人徵税請負人の指導下に徵收機構と会計的にも統合され、直接税や御料地（王領地）収入と並んでプロイセン絶対主義の重要な財政基盤となるが、ここでは17世紀末から18世紀初頭にかけての徵收機構の成立過程を西エルベ諸州と対比しながらアクタ・ボルシカに基づいて分析する。

3. プロイセン国民議会における「ポーゼン問題」

割田聖史

本報告は、1848年5月から12月にかけて開催されたプロイセン国民議会において、プロイセンの国家領域の一部とされた「ポーゼン州」がどのような位置を与えられたのかを検討することを目的としている。

プロイセン国民議会は、マルクス・エンゲルスは「協定議会」と呼んでいるものである。この議会の目的は、プロイセン国家全体に通用する憲法の作成である。ただし、この憲法草案は、プロイセン国民議会の1848年12月5日に解散させられたため実現することはなく、プロイセン憲法は同日に欽定という形で成立した。このためか、プロイセン国民議会に関する研究はドイツにおいても相対的に少なく、日本ではほとんどないといえる。

一方、「ポーゼン州」とは、旧ポーランド王国、ワルシャワ公国の一
部であり、ウィーン条約によりプロイセンに編入された地域である。その際、他の州と違い、この州にはポーランド人の存在が前提とされ、その権利が保証された。しかし、1830年代以降、状況が変わり、彼らの社会的上昇の機会は閉ざされた。

1848年革命の際、ポーゼン州では蜂起が起こり、「国民的再編成」という形でその要求を行った。しかし、その過程において、州を分割して、一方をポーランド人部分を他方をドイツ人部分として、プロイセンに組み込むことが計画された。そのため、プロイセン憲法草案において問題になるのが、ポーランド人部分、ひいては「ポーゼン州」の位置付けとなる。

そこで、本報告では、プロイセン国民議会での「ポーゼン州」に関するさまざまな議論のうち、特に、プロイセン憲法案第1条の「国家領域」に関する議論に焦点をあて、プロイセンにおける「ポーゼン州」の位置付けを検討することを試みたい。

4. 『協力』と『忍耐』

—ケルン大聖堂の政治力学—

室井俊通

ケルンのゴティック式大聖堂の建設は13世紀に開始されたが16世紀半ばに工事は中止され、ようやく1842年に工事続行の礎石がすえられた。時あたかもドイツ・ナショナリズムの気運は高まり、未完のケルン大聖堂は未完のドイツ国民国家のシンボル、国民記念碑とされた。1842年のその献堂祭は国民祭典となった。そして、ドイツ帝国成立後の1880年大聖堂は完成した。18世紀末にゴティック式芸術の国民文化的意義が発見されてから完成まで、ケルン大聖堂は19世紀のドイツ国民政治の課題と密接な関わりを持ち続けたのである。「協力」と「忍耐」、ケルン大聖堂中央協会のこのモットーはドイツの国民政治の標語にも通ずるものであった。

大聖堂を中世のオリジナルの設計図通りに完成しようという計画は19世紀ドイツを代表する政治・社会・文化運動であった。運動には次の諸要因が働いた。ゲオルク・フォルスター、ゲーテ、それにドイツ・ロマン派の文学者。ケルンの芸術愛好者たち、なかでもズルピツ・ボワセレーはドイツ全土の著名な作家・芸術家をこの運動に引きつけた。さらに彼の勧誘を通じて、プロイセンのフリードリヒ・ヴィルヘルム、バイエルンのルートヴィヒらの王族が関心を示した。ヨーゼフ・ゲレスに始まり1840年代に活況を呈したジャーナリズム。そして、ケルンおよびラインラントの名望家市民の自発的な活動。彼らの活動はプロイセン王への請願から始まり、独自のケルン大聖堂中央協会の設立へつながった。したがって、ケルン大聖堂完成運動という19世紀のプロジェクトは次のようなアспектから観察される。(a) 国民国家の政治文化。国民記念碑としての大聖堂と国民祭典としての献堂祭、(b) 大聖堂協会の設立に見られるブルジョワの結社運動、(c) 国家と教会の関係。今回の報告では、これらの諸関係を読み解く方法を提示したい。

5. 人の移動における社会的結合関係とその変容 —ハンガリー王国からアメリカ合衆国への移民—

山本 明代

人の移動は、新たな人的結合関係を生む過程でもある。移動に伴う異なる社会との遭遇は、人々に帰属の所在を問いかけると共に、自他の境界を創出し、集団としての枠組みを設定する。このような移民集団の編成過程を解明するために、多様な言語、宗派、階層を有するハンガリー王国からアメリカ合衆国への移民は、恰好な題材となるだろう。

19世紀末から20世紀初頭にかけて合衆国に到着した東欧・南欧からの大量の移民は、従来の西欧を中心とする移民とは異質な存在である「新移民」として見なされた。しかし、彼らは単に排除・抑圧される存在として孤立していた訳ではなかった。この時期、ハンガリー王国からの集団移民の多くが非熟練労働についたクリーヴランド、ニューヨーク、シカゴでは、先行して到着していた1848年革命の亡命者、「ユダヤ系」商人、元熟練職人らが既に中産階級層を形成していた。

これらの居住区において相互扶助組織、各宗派の信徒団、各種文化団体が結成され、1900年代以降、エスニック集団としての組織化が進行した。この新たに結成された諸団体の多くは、資金提供、聖職者派遣等を通して故国の政府、各国民運動、宗教組織と密接な関係を有していた。さらに、移民とその諸団体は、「移民票」の獲得を目指す都市の政治リーダーや各宗教組織、労働団体による統合と排除の両側面に接していた。諸団体活動は、故国、あるいは合衆国の様々な政治勢力と連動するリーダー間、リーダーと成員間の利害対立の場でもあった。

本報告では、ハンガリー王国からの移民がアメリカ合衆国において再集団化する過程を分析することによって、異なる社会間の移動がもたらす社会的結合関係の変容とその変容に作用した要因の所在を提示したい。

6. ハプスブルク帝国における軍事アウスグライヒ 1868年の兵役法制定

武藤 真也子

1866年の普墺戦争敗北後、ハプスブルク帝国（オーストリア帝国）は帝国全体の中央集権的な改編を放棄し、ハンガリーとのアウスグライヒ（妥協、Ausgleich、ハンガリー語でKiegyezes）によってオーストリア＝ハンガリー二重君主国へと改組したが、立憲的二重主義導入にむけた交渉はすでに1865年秋から始まっていた。その際、オーストリアとハンガリー双方から「緊急で注意を要する最重要課題」とされていたのが軍隊の再編問題であった。なぜなら、国制として二重制を採用した場合、二重制の対等のパートナーとして対外的に担う共同防衛と、互いに別個に保有する軍事力の問題が生じ、とりわけ後者は、ハプスブルク帝国軍から分離・独立した「ハンガリー国民軍」の創設を切望するマジャール人にとって、ぜひ勝ち取りたい懸案事項となっていた。さらに、立憲君主制国家として新たに制定される憲法（アウスグライヒ法）において、君主の大権である軍隊の最高統帥権とハンガリーの国法上の地位がどのように関係づけられるか、両国議会の軍事に関する権限はどのようなものになるのかが交渉の行方と大きく関わっていたからである。本報告では、普墺戦争以降1866年秋から1868年12月の兵役法Wehrgesetze制定までの、ハプスブルク帝国の国制及び軍制再編の一連の動きを、ローゼンバーグがいうところの「軍事アウスグライヒ」として位置付け、従来民族問題の側面からのみ研究紹介してきた軍隊問題を、君主制と立憲制と二重制が並存することによる二重君主国の構造を規定した国制ないし憲法の問題としてとらえ返してみる。

7. 近代ロシアにおける建設労働と労災扶助 —ペテルブルクの事例研究—

畠 山 祢

本報告は、19世紀後半～20世紀初頭のペテルブルク建設労働者を対象に、建設業における労働災害の状況と、労災扶助問題への対応の実態を考察する。

ロシア労働政策史の先行研究では、工場労働者や鉱山労働者を主たる対象として展開された、19世紀後半以降の労働者保護政策と社会保障政策が中心的課題とされてきた。このうち社会保障制度においては、都市化や工業化に伴う、労働者の労働災害、疾病、廃疾、老齢への扶助問題の深刻化と、扶助問題に対する国家、雇主、そして被用者の対応に焦点が当てられている。そして扶助問題への具体的な対応策として、雇主および被用者の出資により運営される強制保険や、被用者自身による任意互助金庫などが組織化され、さらに国家による全国規模の社会保険制度が導入される過程が解明されている。また都市史研究においては、工業化と都市化のプロセスに対応する、都市行政による都市下層の住宅、保健衛生などの貧民救済事業の展開過程が分析されている。

以上のような研究状況をふまえて、本発表では、工場法などの労働者保護政策や社会保険法の対象外とされた建設労働者にかんして、建設施工業雇主を中心に組織された労災扶助団体の事例をとりあげる。報告ではまず、ペテルブルクにおける都市化および工業化の進展と、それへの対応としての都市行政の発展を概観する。その上で、建設労働者の数的動向、労働条件および労働災害、疾病の状況を分析する。そして、建設労働者の労災扶助問題への対応の一例として、「ペテルブルク建設労働者労災扶助団体」の活動の実態を検討する。この課題は、労働力の流動性が大きく、被用者による互助組織の創設が困難であった建設業労働者における扶助のありかたや、都市エリート層による貧民救済のありかたをみる上でも意義があるだろう。

現代史部会1

報告者

1. 鍋谷郁太郎（東海大学）
2. 尾崎 修治（上智大学）
3. 内田 滋（青山学院大学）
4. 大川 勝康（明治大学）
5. 中田 潤（立教大学）
6. 中川 隆（東京大学）
7. 渡辺 克義（東京大学）
8. 武井 彩佳（早稲田大学）

1. バイエルン邦議会選挙法改正問題と バイエルン社会民主党－1899～1906－

鍋 谷 郁太郎

ドイツ社会民主党（SPD）のバイエルン組織であるバイエルン社会民主党（SPB）は、1892年に第1回レーゲンスブルク党大会を開いて以降地方政党としての活動を本格的に開始する。SPBを率いていたのは、SPD内切っての「現実路線」の遂行者であるゲオルク・フォン・フォルマルであった。SPBは1893年の選挙で初めて5名の議員を当選させて以来、体制内改良を目指して精力的に議会主義活動を展開していく。その際に、SPBが最も重視したのは邦議会選挙法改正問題であった。当時のバイエルン邦議会選挙法は、1881年に一部改正されたものの1848年6月に制定されたものが依然として有効であった。それは、秘密選挙ではあるが不平等・間接選挙であり、また選挙区の区割りや投票用紙・投票時間など多くの問題を抱えていた。1890年代に農業邦バイエルンにおいても進行する大衆政治状況の中で、普通平等秘密選挙法を実現している帝国議会選挙法が並存していることも相まって、バイエルン邦議会選挙法が大衆の声を政策決定回路に反映するのを妨げることは次第に社会的に認識され始めていた。

1899年の邦議会選挙でSPBは、それまで対立関係にあったカトリック政党バイエルン中央党（BZP）と選挙同盟を結び、議席数を11に倍増させる。以後、SPBはBZPと本格的に接近を開始し、邦議会選挙法の平等直接秘密選挙への改正実現に向けてのパートナーとしてBZPを重視するようになっていく。この背景には、BZPの指導層が貴族・聖職者を中心とする保守派グループからポピュリスト・グループに代わったというBZP内の変化が存在した。このグループは、SPBと重なり合うものを多く持っていた。一方、自由主義者は、依然として名望家的な体質から脱却できず、選挙区区割りが自党に有利なこともありますって、邦議会選挙法の改正には反対していた。結局、SPBとBZPは1905年の邦議会選挙でより本格的な同盟を結び、改正に必要な3分の2議席を確保するのに成功する。同年11月バイエルン議会は、邦議会選挙改正を可決し、翌1906年4月に直接秘密選挙に基づく邦議会選挙法が成立した。

2. 1918/19年のライン共和国運動をめぐる議会論議 －ライン地方の議員の対応を中心に－

尾 崎 修 治

第一次世界大戦直後、1918年の終り頃から、ドイツのプロイセン邦のライン地方で、「ベルリン、プロイセンからの分離」というスローガンとともに、プロイセン邦から独立したドイツ・ライヒ内「ライン共和国」を樹立しようとする運動がおこった。その運動の担い手は同地方のカトリック中央党の一部であった。動機の根底には、大戦前からあった、プロテスタントの支配的なプロイセンの中でのラインのカトリックの不満があり、直接の契機となったのは、革命後のプロイセン政府がおこなった反教会的な政策であった。さらに、ライン地方が連合国に占領下に入ったことで、同地方への食料の供給や援助がとだえるようになったことから生じた一種の孤立感、首都ベルリンへの不信感も作用していた。

ライン共和国運動は、ライン地方がドイツ国家のなかの一邦としての地位を得ようとしたという点で、それ自体では一種の自治運動といえた。しかしライン地方が占領下にあり、しかもフランスがライン地方の分離・併合をめざしていた当時、最も危惧されたことは、共和国運動への住民の支持が拡大し、それがライン地方のドイツ・ライヒからの分離のきっかけとなることであった。ゆえに運動の沈静化は中央政府のみならずライン地方の各党政治家にとっても急務であった。

本報告では、運動が住民の支持を失って孤立化する1920年初頭までの時期について、国民議会およびプロイセン邦議会でおこなわれたライン共和国運動をめぐる議論を分析する。議論を主導し、ライヒ・プロイセン両政府の対応を促したのはライン地方の各党議員であった。いかにして彼らが運動の拡大を抑えるために、カトリックやライン地方の要求を代弁し、政府から譲歩をひきだそうとしていったのかを中心に検討する。

3. ヴァイマル共和国初期における 重工業の組織化について

内田 滋

ヴァイマル共和国の歴史の中で、1922年後半から翌23年は1つの大きな節目としてみることができる。それはドーズ案、ロカルノ条約に象徴される相対的安定期を迎える直前、賠償問題が泥沼化し、ルール占領、インフレなど共和国が大きな危機に見まわれた時期である。それは同時に、シュティンネスに代表される重工業企業家たちが1918年のドイツ革命による労働者との協定を破棄し、同時に右翼独裁政権の樹立を計画するまでにその力を回復していた時期でもある。

第一次大戦中、戦時原料局の成立によってもたらされた政府当局による経済コントロールは、大戦後も「共同経済」構想として形を変えつつも、引き続き維持された。また、労働者との新たな関係構築の基盤となった「中央労働共同体協定」、ヴェルサイユ条約に基づくエルザス・ロートリンゲン（アルザス・ロレーヌ）の喪失やルクセンブルクの関税領域の離脱による原料不足など、様々な問題がドイツ重工業界を取り巻いていた。

これら共和国初期における重工業に関する研究は、フェルドマンをはじめとする多くの先行研究が存在しており、我が国でも「共同経済」やその担い手であったラーテナウ、メレンドルフに関する優れた研究がなされている。

本報告ではそれらの先行研究をふまえ、1922,23年へ向けての足がかりを作った時期と考えられる1919,20年に注目し、その時期におこなわれたドイツ重工業界の組織化をめぐる経済省との協議を題材に、彼らの主張がどのような考えに基づき、実行されたのか考察する。

4. ヴァイマル末期の「ユダヤ人」 —「ユダヤ人」のアイデンティティの一側面—

大川 勝康

本報告はヴァイマル末期のドイツの「ユダヤ人」に焦点を当て、その「アイデンティティ」を探ろうとするものである。しかし、「ユダヤ人」という言葉は、「アイデンティティ」という言葉と同様、非常に定義の困難な言葉であり、とりわけ世俗化の中で必ずしも宗教が第一義的な意義を持つとはいえない、また、政治的な領域においては「ユダヤ人」が同化主義者やシオニストなどへと拡散していく中にあっては、「ユダヤ人」とは誰か、その「アイデンティティ」とは何か、という問題に確固とした答えを出すことができると考えているわけではない。

本報告は、反セム主義による圧力のもとで、同化主義者をはじめ、シオニストの一部も含め一定部分の「ユダヤ人」たちが、ナチスによる反セム主義からヴァイマル民主主義のドイツを守ろうとする政治的な課題への取り組みの中でまとまっていく局面を考察することを中心的な課題としている。それによって、民族意識やユダヤ文化といった特定の属性とは別の次元で生じるアイデンティティの一つの側面を示していく。反セム主義が特にシオニストたちに「ユダヤ性」に基づく結びつきを与えたことは否定できないが、その一方で、反セム主義からの防衛という側面で結びつく「ユダヤ人」たちの姿をみていくことは、ナチス政権獲得後の「ユダヤ人」のナチスへの非同調的な態度の有無や、パレスチナに対する態度を考えていくうえで一つの方向性を示唆することにもなる。

しばしば「非場所」的存在と形容される「ユダヤ人」であるが、本報告では排除されるだけの受動的な側面だけでなく、「非場所」へと向かう中にあって、自らの場所を主体的に求めようとした「ユダヤ人」たちの姿を見ていくことができればと思う。

5. ヴァイマル共和国期の再軍備と国民保守層 —国境・国土防衛問題を中心に—

中田 潤

第一次世界大戦の講和条約として結ばれたヴェルサイユ条約によって連合国はドイツ国防軍を事実上国境防衛部隊としての能力しか持ち得ない規模にまで縮小することを望んだ。しかしながら実際にはドイツ国防軍指導部は共和国成立の時点から経済・社会・技術的諸領域において条約の規定に反する秘密の再軍備措置を押し進めていた。

本報告ではその中でも東部国境地域およびその隣接地域において動員体制を構築することを目的としてなされた諸措置の総称であった「国境・国土防衛」をその分析の対象として取り上げる。その際にポムメルン・シュレージエン東プロイセン・ブランデンブルク州が地域的対象として取り上げられる。

「国境・国土防衛」の概念の下国防軍はポーランドならびにチェコ・スロヴァキア軍によるドイツへの侵入に対する防衛を目的として主として国境地域の住民からなる防衛組織そして大規模な野戦軍の編成を目的とした予備兵力の把握・動員組織の構築を目指していた。そのイニシアティブは共和国初期の段階では軍管区司令部によってそして相対的安定期以降は国防軍中央によって担われていた。

報告の結論として以下の点が明らかにされる予定である。国境・国土防衛網の構築に際して国防軍と国民保守・右翼急進主義的住民層の間にはその親密さの度合いに関して時期的相違はあるものの極めて包括的長期的な協力関係が存在していた。共和国の相対的安定に伴って国防軍の側が体系的・長期的な動員計画に着手し国境・国土防衛措置はその一部をなす形で整備されていった。この国防軍の動員計画の背後には第一次世界大戦の経験によって導き出された総力戦を遂行し得る戦時体制の確立を目指す意図が存在していた。

6. ナチ占領下ポーランドにおける初等教育 1939-1945

中川 隆

本発表では、第二次大戦中にナチが占領下ポーランドでおこなった教育政策、特に初等教育を中心に検討し、ナチズムの人種主義が占領行政の骨格として機能していたことを明らかにする。そして、そこに見られる人種に基づいたヒエラルキーを「人種階級」という概念をもって説明したい。

ナチズムは当初から東欧を指向しており、同地域の占領後、人種主義にもとづく「理想郷」を創造しようとした。なかでもポーランドは、そのための「実験場」であり、「試練」の場であった。ポーランド占領は、更なる領土拡大のための前哨であったが、その一方で初めて異民族の問題を自らの支配の根幹を形成する問題として捉えなければならなくなってしまったのである。ナチ占領行政は、問題解決の手段としてさまざまな政策を講じたが、とくに永久的な支配を目的として次世代を扱う教育政策にも力を入れた。

そこではナチ人種主義を主軸としたヒエラルキー社会の実現を目指してさまざまな政策が試みられた。「人種階級思想」を教育政策に実現させようとする試みは1940年の半ばから本格的に始まり、1943年初頭に総力戦体制に移行するまで維持された。しかし総力戦体制への移行過程でさまざまな緩和措置を余儀なくされ、占領地からの敗走に至って「人種階級制度」建設の試みも崩壊した。

この試みの位置付けを確定する上で、民族構成や政治的な位置の異なる併合されたヴァルテラントと総督府での教育政策を比較していく。

7. 独ソ戦の展開とワルシャワ蜂起

渡辺克義

1942年夏、ポーランド亡命政府系レジスタンス軍のAK（国内軍）は一斉蜂起構想を纏めた。当時の同軍司令官ロヴェツキ中将は一斉蜂起実施の条件として、(1) ドイツ軍が赤軍の圧力のもと敗走していること、(2) 西側連合国の支援を得られること、を挙げていた。後に実施された「嵐」作戦は地域を限定した蜂起であり、ワルシャワ蜂起はその作戦の一部を成すものであった。ともあれ、ワルシャワ蜂起もまた上記2条件を前提にしていたのである。

1944年7月末までワルシャワは「嵐」作戦の舞台として考慮されていなかった。しかし、7月31日午後のAK総司令部作戦会議の際に、赤軍がワルシャワ東端に達しておりドイツ軍橋頭堡が破壊されたとの報がもたらされたことから、急転直下翌日首都で「嵐」作戦を実施することが決まったのである。

ワルシャワ蜂起が前掲(2)の条件を必ずしも計算に入れていたことは確かである。(1)の条件についても充分検討されていたかは疑問である。1944年7月の段階では、実際には赤軍はワルシャワには達しておらず、独ソ戦の形勢は前者に有利に展開していた。7月31日にもたらされた報の事実関係を確認しなかったAK総司令部の判断ミスもさることながら、ドイツ軍の敗走を赤軍の優勢と短絡的に結び付けた点も誤算であろう。AKが解放された首都で“主人”として振る舞うためには赤軍入城は不可欠であったが、AKの存在が軽視されてしまうような赤軍の活動も望ましいものではなかった。とまれ、AKが独ソの形勢を正確に把握していなかったことは事実であり、ワルシャワ蜂起の決定もドイツ軍の動向のみに依存する不充分なものであったといえよう。

ソ連との間に外交ルートさえ欠いていたAKが、当時採りえた選択肢の一つひとつを仔細に検討してみることが必要だが、いかんせんスターリンとの事前協議を欠いたまでの蜂起であっては、“冒険者”と位置付けられたAKに戦後の自己主張は難しかろう。

8. 戦後西ドイツのユダヤ人ゲマインデにおける 「連続」と「非連続」

—旧ゲマインデ継承問題を中心に—

武井彩佳

ドイツのユダヤ人に関する従来の研究は1945年以前の時期に集中しており、戦後を扱う研究はまだ少ない。そこで今発表は西ドイツ（1945～49年は西側連合軍占領地域）のユダヤ人ゲマインデ（共同体）に焦点を当て、戦後に「再建」されたゲマインデと迫害で崩壊した旧ゲマインデとの間の「連続」、または「非連続」がユダヤ人の間でいかに問題とされたかを考察する。

ゲマインデの連続・非連続の問題は、1945年という年はドイツ・ユダヤ人社会の「断絶」であったかという問い合わせ出発点としている。ドイツにおけるユダヤ人の歴史はナチズムの崩壊と共に終焉したという認識が戦後のユダヤ世界で一般的であった中、ゲマインデは自らを迫害で崩壊した旧ゲマインデの伝統を汲む正統な継承者であると定義し、その「再建」を進めようとした。一方、アメリカやパレスチナなどの海外ユダヤ人社会は、ゲマインデは生き残ったユダヤ人がドイツから移住するまでの暫定的な存在にすぎず、早急に解体されるべきとした。ここに見られる二者の認識の違いに注目し、ドイツのユダヤ人にとってゲマインデ存在の連続性を主張することが、どのような社会的・イデオロギー的意義を持っていたか検討する。

しかし、ドイツ・ユダヤ人社会の「断絶」を客観的・法的側面から浮き彫りにしたのが、旧ゲマインデ継承問題であった。ここでは迫害で消滅したゲマインデ所有のユダヤ公共財産（シナゴーグや墓地など）がドイツ側から返還される場合、戦後に「再建」されたゲマインデはその法的相続者、つまり正統な権利継承者と見なし得るかという点が問題とされた。結局戦後ゲマインデは旧ゲマインデとは同一ではないと結論され、それゆえ連続性も否定されるが、1945年以前と以後のドイツ・ユダヤ人社会の人的構成や集団の特質の変化といった客観的側面から、その「断絶」を検証する。

現代史部会2

報告者

1. 林 光一 (城西国際大学)
2. 赤松 道子 (早稲田大学)
3. 岡住 正秀 (北九州大学)
4. 難波ちづる (慶應義塾大学)
5. 増田 直子 (筑波大学)
6. 北 美幸 (九州大学)

1. アフリカの一党制支配とその変容

林 光一

今日、世界の政党制を分類すると一党制、二党制、多党制に分けられる。そのうち数の面から云えば一党制が圧倒的に多く二党制は、イギリス、アメリカ、ニュージーランドのごく少数の国で採用されているにすぎない。しかも1990年代に入り「世界的レベルでの民主化」の波の中で、多党制へ移行する国が増加しつつある。しかし視点を変え、世界的な民主化以前の政党制に目を転じてみると、一党制国家は一時的な導入国も含めて57カ国におよび、侮りがたい勢力であったことが理解できる。

ところで世界の一党制国家を一見して明らかなことは、ほぼソ連・東欧の社会主义諸国やアフリカ諸国に集中していることである。このことは裏を返せば、一党制の研究がこれら諸国の政党制研究の上で重要な位置を占めていることを意味する。

なるほどアフリカの新興国の多くが、独立解放闘争や国家建設の際に、大衆動員の必要から社会主义を標榜し、ソ連・東欧や中国をモデルとしたため一党制の導入は必然ともいえるが、一党制国家の中にはコートジボアール、ガボン、ザイールのように資本主義を標榜した国も存在する。このことからすると、アフリカ諸国の一党制導入は単なるイデオロギー以上のものがあると考えられるのである。すなわち一党制とアフリカ諸国との不可分の関係である。

一方、ソ連・東欧の民主化に端を発した「世界的レベルでの民主化」の波は、90年代に入るとアフリカ大陸にも波及し、わずか二年余りで全独立国52カ国中30カ国が複数政党制を導入するにいたっている。

本発表の目的は、これらの諸点をふまえた上で、かくも多数のアフリカ諸国が何故一党制を導入したのかと云うことと、「世界的レベルでの民主化」以後、何故雪崩現象的ともいえるほどの多数の国が複数政党制を導入しないし公約したのかを明らかにしていくことがある。

2. 教会財産接収

－1920年代初頭ソ連における正教会と国家－

赤松道子

ソヴェト政府の宗教政策は宗教団体に対する対決路線と国民に対する啓蒙路線の二本立てであった。ロシア正教会は、帝政期には国教として君臨してはいたものの国家機関に監督されており、国家に従属した存在であった。正教会は、2月革命から10月革命にかけての時期、ようやく総主教座を200年ぶりに復活させ自立性を回復した。しかし、正教会は1918年の政府による政教分離令によって国教としての地位を喪失し、経済的な基盤や社会福祉的役割（学校、病院など）を国家に明け渡した。それでも教会は国民の間に大きな影響力を保持し、10月革命後の在野の団体としては国内最大の団体と考えられた。内戦をかろうじて乗り切りながらもまだ体制を確立していなかった政府にとって、正教会は脅威であった。

1922年に起きた教会財産接収事件は、自立性を維持したい正教会とそれを排除したい政府の間の対立の一つの帰結であった。教会財産は政教分離令によって法的には国有化されたが、礼拝のために教会に貸与されていた。一方の教会側は、従来通り教会財産は教会の所有物という意識を持ち続けていた。もともと教会財産接収布告はヴォルガ沿岸地域の飢餓民救済のために出されたものであり、食糧買い付け用の外貨獲得の原資として教会財産はどうしても必要なものと政府は国民に理解を求めた。この事件は、従来のソ連史学では、正教会が財産を守るために飢餓民救済を拒否し混乱を起こしたと評価されてきた。一方、西側史学では、それは政府が教会を弾圧するための口実になっていたとしていたが、その弾圧に至る過程は明らかにされていなかった。

本報告では、最近公開された教会財産接収問題の関連資料に基づいて、この事件の過程を再構成し、政府と教会との関係に新たな光をあてるなどを課題とした。

3. 「ボルシェビキの3年」のアンダルシア農民運動

—セビーリャ県コンスタンティーナ（1918－20年）—

岡 住 正 秀

王政復古体制の危機が露呈しロシア革命の衝撃が伝わるなかで、大土地所有制のアンダルシアでは1918年から20年にかけてない広範かつ激烈な農民運動が展開した。その時期は「ボルシェビキの3年」と命名されてきた。

本報告は、セビーリャ県北部の一アグロタウン、コンスタンティーナにおける農民運動の諸相と全体像を明らかにすることを目的とする。最近年の研究史は、この時期の農民運動の新たな特徴として三つの側面を指摘する。運動の組織性と連動性、アナルコシンディカリスタの計画的行動、そして集団労働契約の確立である。この新たな面はコンスタンティーナにも確認されるわけだが、組織化、要求の内容、行動様式、ストライキの問題（農閑期にストの報告あり）など十分に明らかにされていない。一アグロタウンの農民運動の内容に立ち入ると、次のことが検証される。まず、アナルコシンディカリilst系の農民組合に各種の職人労働者組合が合流し、18年秋から20年夏まで、要求運動はアグロタウンの民衆労働者すべてを包摂する共同体的な闘争となる。「プロレタリアの団結」が叫ばれるが、隣村のよそ者労働者は排除される。また要求内容は基本的に賃金・労働条件であり、地区の労働市場コントロールが目指された。運動は合法的ルートにしたがって展開した。他方、家父長的態度を示した雇用主は労働者の攻勢に対して労働力の削減で対抗する。このとき半ば意図的に「失業」が作られる。運動は組合再編の挫折と弾圧で終息するが、この側面も含めて、その後運動の指導権はアナキストから社会党とその傘下の組合に移動する展望が示される。

4. ヴィシー期・フランスのインドシナ統治

難 波 ちづる

かつて多くのフランス人入植者を抱え、ヴィシー期にはドゴール派の拠点となったアルジェリアなどと比較すると、ヴィシー期のインドシナ統治に関する研究は数少ないのが現状である。比較的最近になって、ヴィシー期のフランスを対象とした本格的な研究がなされるようになったことを考えると、対独協力に加え、対日協力という問題を包摂するこの時期のインドシナ研究は現在の課題であるといえる。

1940年6月、フランスはドイツに敗北し、両国間で休戦協定が締結され、7月初めにヴィシー政府が樹立された。また、ヴィシー政府に背を向けたドゴールは、自由フランスを設立し、海外を拠点にレジスタンスを繰り広げていった。一方インドシナは、本国との海上航路の遮断と世界戦争の拡大により、次第に孤立的状況に陥りはじめ、この機に乘じた日本が、1940年9月に北部仏印、翌年7月には南部仏印に進駐した。フランス本国で普及された、反共和主義的なヴィシー主義のインドシナへの適用がはかられたが、ヴィシー派と同時にドゴール派も錯綜する複雑な状況がインドシナにおいても展開されていた。

今回の報告は、主にフランスの国立海外文書館にある植民地統治に関する史料と、日本側の外交、防衛史料を用い、ヴィシー期における植民地インドシナの状況と、この時期のフランスの植民地統治の変容を明らかにすることを目的とする。フランス本国の弱体化と、日本の侵略や大東亜共栄圏思想の展開、インドシナ民族運動の発達などの状況下で、フランスのインドシナ統治は経済的、政治的、文化的な多様な側面において、その政策の変化を余儀なくされた。この時期は、インドシナ植民地統治の内在的な矛盾を徐々に顕在化させ、植民地支配の終焉へと至るうえで重要な契機となったのである。

5. 収容所から再定住への決意：第二次世界大戦末期における日系アメリカ人の社会復帰についての一考察

増田直子

第二次世界大戦中に西海岸から強制的に立ち退かされ、収容所に入れられた日系人たちを監督していた「戦時転住局」(the War Relocation Authority, WRA)は収容が開始されてから僅か3ヶ月後の1942年7月に日系人の出所、再定住の方針を発表した。WRAの再定住の方針は、その後少しずつ修正され、1944年末までに約3万2千人が収容所から出所し、中西部や東部に再定住した。しかし、WRAの再定住促進にもかかわらず、多くの日系人たちは収容所に留まり続けた。1944年12月17日に西海岸の集団立ち退き令の廃止が発表され、翌18日に連邦最高裁が忠誠な市民を拘束できないという判決を下した。これらを受けてWRAは1945年末までにすべての収容所を閉鎖することを発表した。

WRAの収容所閉鎖に伴う再定住政策の変化によって、それまでは西海岸の元の家に帰りたいという希望のために中西部や東部への再定住に関心を示さなかった人々も、出所、再定住を現実的な問題として考えざるを得なくなった。しかし、日系人たちの再定住に対する考えは、必ずしも肯定的なものではなかった。WRAの再定住政策を巡って、当局と収容者、そして収容者同士の対立が存在した。このような再定住を巡る対立や抵抗の基底には、日系人が望んだ再定住の形態と、実際のWRAの再定住政策や再定住の実態との間に大きな隔たりがあったからではないか。

本発表では、日系人がどのような理由からWRAの再定住政策に反対し、いつ、どのように収容所を出て、新しい生活を始めようとしたのかを明らかにしたい。

6. 合衆国の高等教育機関における「割当制」廃止運動とユダヤ人団体

北 美 幸

1880年代以降、東欧系ユダヤ移民の流入によりその人口が大幅に増加した合衆国ユダヤ人は1910年代には高等教育への進学を開始するが、異教徒であり労働者階級出身、しかもあまりに「多すぎる」ユダヤ人学生は大学の手によりその入学者数を制限されることとなった。戦間期の高等教育機関、特に北東部の私立の機関においては、彼らの数を全入学者数の一定の割合に抑えようとする、いわゆる「割当制」(quota system)が敷かれていた。「割当制」に対するユダヤ人側の反応としては、完全排除でなかったゆえ彼らに残された少ない入学者の席をめぐってユダヤ人の中での競争が激化するのみであった、あるいは、長い間差別されてきたユダヤ人はある意味で差別を受けることを当然のことのように捉えていた、等として「割当制」への反対論は力を持ち得なかったというのが従来の見方であった。

このような傾向を持つこれまでの研究に対し本報告では、第二次世界大戦後（特に1945年～1950年）に行政や民間団体が実施した高等教育における差別を撤廃し機会の平等を推進するための調査・活動に合衆国のユダヤ人団体が深くかかわっていた事実を指摘する。例えば「反名誉毀損同盟」(Anti-Defamation League)はアメリカ教育評議会(American Council on Education)と協同して「割当制」を廃止する運動を展開したほか、アメリカ・ユダヤ人委員会(American Jewish Committee)がニューヨーク州における州立大学の設立に关心を寄せていました様子も確認できる。その経緯を、これらの運動が黒人の人種別学強制への反対など、他のマイノリティへの高等教育の開放を目指したものであったことも含め考察する。

王の奇跡

王權の超自然的性格に関する研究 / 特にフランスとイギリスの場合
マルク・ブロック著 井上泰男・渡邊昌美共訳
アナール派最初期の名著 原題『奇跡を行なう王』)待望の訳
出完成 A5(箱入)六二〇頁 ¥八〇〇税別

20世紀の歴史家たち 刀水歴史全書 45

編集 今谷明・大濱徹也・尾形勇・樺山鉢一・木畠洋一
日本編 「上」「下」発売中、「続」来春刊予定 四六・平均五〇頁
世界編 「上」発売中、「下」六月刊予定 各¥二六〇〇税別

イスの歴史と文化

森田安一編
イスス史研究会に、イスス文学・言語の専門家が協力して、世界初のイスの歴史と文化に関する総合的論集(16論文)が完成!
A5 四三〇頁 ¥六七〇〇税別

村の相伝〔近代〕 親族構造・相続慣行・世代継承

高橋基泰著 英国ケンブリッジ州ウイリーンガムの教会検認記録の精査から出発し、はるかに資本主義と現代核家族を望む英國前近代社会の実証研究 A5 三七〇頁 ¥一〇四七〇税別

巨大都市ロンドンの勃興

イギリス都市・農村共同体研究会編
社会経済史学会の討論を出発点として、パリ・江戸をも視野に入れ、比較と多様な関心を背景とした共同体としての都市研究9論文 A5 三〇頁 ¥四二〇〇税別

「イギリス」であること

アイデンティティ 探究の歴史
指 昭博編 イギリス人のアイデンティティをその成立から、時代を越え、立場を変えて(植民地からなど)多様に議論する大阪大学英國史研究会の新しい試み A5 二五〇頁 ¥四二〇〇税別

Tel.03-3261-6190 Fax.3261-2234 振替 00110-9-75805

刀水書房

スペインの歴史

立石博高・関哲行・中川功・中塚次郎編 ヨーロッパ世界において独自の道のりを刻んできた多言語・多文化の国の歴史を、現在の研究成果に基づいて概観。 A5・二三〇〇円

日常と犯罪――西洋近代における非合法行為――

常松洋・南直人編 かつて日常生活の中で混然と存在した多くの行為が近代化のもたらした法制度の変化でどのように社会に組み込まれ排除されたのかを描く。 A5・三二〇〇円

20世紀のフランス――歴史と社会――

A・ブロスト著/村上眞弓訳 政治、国際関係、経済、社会、文化、風俗……第一級の著者が簡潔な記述で、あらゆる領域から現代フランスを総合的・総体的に提示。 四六・一三〇〇円

イギリスのミドリン・ソート

――中流層をとおしてみた近世社会――パリー・Cブルックス編 山本正監訳 従来のジェントルマン論ではとらえきれないかた近世英社会の実像を中流層を軸に検証。 A5・三三〇〇円

ヨーロッパ 1939

松川克彦著 第二次大戦前夜、ヨーロッパでは列強の政治的駆け引きが激烈を極めていた。 ポーランドのとつた動きを中心、当時の国際関係と外交を再現する。 A5・四〇七八円

新しい史学概論〔新装版〕

望田幸男・芝井敬司・末川清著 近年の多彩な歴史研究の動向と成果を踏まえ、生きた歴史像を見つめる、これから歴史と取り組もうとする人への好個の手引き。 A5・一二〇〇円

〒606-8311 京都市左京区吉田神楽岡町8-158
TEL(075)761-2900 FAX(075)761-2960
振替01060-5-9347 *表示価格は税別です。

昭和堂

西洋中世史事典

H.R.ロイン編著/魚住昌良監訳 ローマ帝国の崩壊からルネサンスにいたる、およそ1000年間に華開いたヨーロッパ中世世界を一冊に凝縮。政治・経済・社会・文化・科学・宗教他、全ゆる分野をカバー。 18,000円

東洋書林

〒160-0022 東京都新宿区
新宿1-27-12
TEL 03(3226)6823
FAX 03(3356)7229
(価格には税は含まれません)



世界歴代王朝王名総覧 <新訂版>

J.モービー著/堀田郷弘訳 古今東西700王朝6,000余の君主を網羅。オックスフォード大学出版局刊本の旧版を大幅増補した決定版。 15,000円

ロシア歴史地図

マーチン・ギルバート著/木村汎監訳 161のテーマの地図と解説で、B.C.800年~現代にいたるロシアの歴史をビジュアルに再現。 15,000円

大英帝国歴史地図

A.N.ポーター著/横井勝彦・山本正訳 1480年~現代まで、世界史上最大の規模を誇ったイギリス帝国の軌跡を辿る画期的アトラス。 18,000円

イギリス歴史地名辞典

A.D.ミルズ編/中林瑞松他訳 歴史の刻みこまれた約3万地名の起源と意味を解説。〔I〕歴史地名篇=25,000円 〔II〕古地名検索篇=20,000円

ホロコースト歴史地図

M.ギルバート著/滝川義人訳 7年に及ぶ綿密な調査にもとづき、ナチスドイツによるユダヤ人の組織的大虐殺の歴史を体系的に追求。 9,515円

歴史を読む —堀越孝— 編著歴史論集

史料を「書かれた時代のコンテキストにおいて読む」ことによつて、西洋中世文化史研究に独自の境地を切りひらいた堀越教授と若い仲間による歴史解説の饗宴。
4800円

西洋中世のコミュニケーション

ブティール・デュタイイ著/高橋清徳訳・解説 ヨーロッパの中世都市は自由と自治の空間であったのか――
史の定説を根底から搖さぶった刺激的論攷。
ジョラベル・ピット著/高橋・手塚訳 フランスの大地に刻みこまれた風景を古代から現代にいたるまで解説し、アカデミー・ランセーズ賞に輝いた古典的名著。
各2800円

フランス文化と風景 上下

ヨーロッパの中世都市「成立」へ
2300円

◎いま、歴史に女性の行動がよみがえる

ジエンダーの西洋史

井上洋子・古賀邦子・富永桂子・星乃治彦・松田昌子著
●A5判/230頁/2300円

女性を歴史の主体的担い手と位置づけ、歴史に女性の行動をよみがえらせる。フランス革命から現代までを対象に、参政権の獲得、法的地位の保障、教育の機会均など女性の人権確立を指標に展開。現代フェミニズムで注目されている「性の自立」についても論及。卷末に、北京宣言や国別年表等の資料を付す。

近代フランスの自由とナショナリズム

大革命以降の多様な自由主義の実相に迫り、それと相即不離なナショナリズムの変容を考察。国民感情を思想史のレベルから照射する。

戦争と革命の間で

●20世紀システムの幕開けとフランス社会主義 19世紀システムから20世紀システムへの移行・転換の政治史的意味を探究する。

ナチス一党支配体制成立史序説

森本哲郎著 ●5600円
●7000円

●フーゲンベルクの入閣とその失脚をめぐつて 一連の過程を、ナチスとの連立相手であるドイツ国民党に重点をおいて考察。

社会主義国における民衆の歴史

星乃治彦著 ●6700円

●一九五三年六月十七日東ドイツの情景 民衆史としての社会主義国史を開拓。新たな視点から社会主義体制の歴史的総括を試みる。

イタリア・ファシズム体制の思想と構造

高橋進著 ●3300円

形成・存続・崩壊のダイナミズムを鳥瞰した理論的体系書。社会・資本主義の歴史的特性から運動を担つた諸国など多面的に論及。

近世ヨーロッパ地域史論

村山聰著 ●2800円

●経済・社会・文化的分析 特定の地域・住民の視界で地域ネットワークの構造特性とその変容過程に注目、時代把握を試みる。

法律文化社 〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71
☎075(791)7131 / 表示価格は本体(税別)